

平成 28 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

平成 28 年 12 月 9 日 開会

平成 28 年 12 月 16 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月9日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第57号(提案説明・質疑・委員会付託)	8
議第58号(提案説明・質疑・委員会付託)	11
議第59号(提案説明・質疑・委員会付託)	13
議第60号(提案説明・質疑・委員会付託)	15
議第61号(提案説明・質疑・討論・採決)	18
議第62号(提案説明・質疑・委員会付託)	20
議第63号(提案説明・質疑・委員会付託)	26
議第64号(提案説明・質疑・討論・採決)	30
議第65号(提案説明・質疑・討論・採決)	39
議第66号(提案説明・質疑・討論・採決)	40
議第67号(提案説明・質疑・討論・採決)	46
議第68号(提案説明・質疑・討論・採決)	49
議第69号(提案説明・質疑・委員会付託)	50
散会	54

12月16日

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55

欠席議員	5 6
欠員	5 6
説明のため出席した者	5 6
職務のため出席した事務局職員	5 6
開議	5 7
諸般の報告	5 7
一般質問	5 7
2番 古田東一君	5 7
1番 上野賢二君	6 3
6番 田中政治君	7 3
9番 森島正司君	8 3
議案上程	9 4
町長提案説明	9 4
議第57号から議第60号まで、議第62号、議第63号及び議第69号 (委員長報告・質疑・討論・採決)	9 5
議第70号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 0 9
議第71号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 1 2
議第72号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 1 3
閉会	1 1 8
会議録署名議員	1 1 9

平成28年12月9日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成28年12月9日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第61号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第64号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第65号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第66号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第67号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第68号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18までの各事件

○出席議員（8名）

1 番 上 野 賢 二 2 番 古 田 東 一

4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 税務課長	田中実	危機管理課長	森島秀彦
住民課長	高橋博美	産業課長	中島智
福祉課長	田中久晴	経営戦略課長	荒川浩
建設課長	近藤豊和	教育課長	中島良重
土地改良課長	田内満昭		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で、全員出席でありますので、平成28年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、4番 高橋愛子君、7番 北島登君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月16日までの8日間とすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成28年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに平成28年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中を議会に御出席賜り、御苦労さまでございます。

早いもので平成28年も師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなり、インフルエンザ等々が流行する季節ともなっております。どうか議員各位におかれましても御自愛をいただきたいと思っております。職員におきましても、健康管理を怠ることのないように努めてまいり所存でございます。

さて、世界に目を向ければ、11月8日にアメリカ合衆国大統領選挙が行われ、ドナルド・トランプ氏が選出されたところであります。

トランプ氏は、御承知のように、選挙期間中からその発言がアメリカ国内はもとより、全世界に波紋を広げております。就任と同時にTPPからの離脱を表明するとも言われ、また安全保障に関しても、米軍が他国を守るためになぜ費用を負担する必要があるのか等々の疑問を呈するとともに、さらには同盟国の核武装容認にまで言及する等、日本にとっても決して今後の展開に無関心ではおれない状況であります。

トランプ氏が本当にアメリカ・ファーストの政策を進めるのか、日本とアメリカの関係がどうあるべきなのか、どのような姿勢で外交や防衛に臨むのか、今後の日本政府の対応が注目されるところであります。

また、お隣の韓国では、パク・クネ大統領が再来年2月の任期満了を待たずに与野党の決定を受けて辞任する意向を表明するなど、今後の日韓関係の行方も注目をされるところであります。

一方、国内の政治情勢では、臨時国会の会期が12月14日まで延長されることとなり、政府は会期を延長して、環太平洋経済連携協定（TPP）の承認案、関連法案や年金制度改革法案の成立を目指しておるところであります。

TPPに関してはアメリカの動向が注目される中ではありますけれども、自由貿易とグローバル化の推進の重要性に鑑み、アメリカを初めとする各国に国内手続を迅速に進めていくよう働きかけるために、日本が先頭を切って批准することでリーダーシップを発揮しようとしております。

また、年金制度改革法案は、公的年金給付額の改定ルールについて賃金・物価スライドの見直しとマクロ経済スライドの強化を柱としたものであります。国の経済、国民生活に少なからず影響を及ぼすものであり、その審議経過を注視してまいりたいと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、補正予算3件、条例10件の合計13件でございます。

議案の概要について順次御説明を申し上げます。

まず、補正予算関係でございます。

議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,848万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ44億6,033万円と定めるものであります。

今回の補正予算は、国の平成28年度第2次補正予算に関連する追加が主なものでございまして、国の補正予算を有効に活用するため、補正を行うものであります。

それでは、歳出の補正概要について御説明をいたします。

小学校の大規模改修につきましては、平成27年度から今年度にかけて仁木小学校の改修を実施しており、他の小学校につきましても、今後、計画的に進める予定としております。

今年度は平成29年度の大藪小学校大規模改修に向け設計業務を行っておりますが、国の第2次補正予算により当該事業が平成28年度の国庫補助事業として内定を受けたため、事業年度を前倒しし、今回の補正予算で工事請負費及び工事の監理委託料として2億9,106万3,000円を追加することといたしました。

また、厚生労働省から平成28年度に1人当たり1万5,000円を支給する臨時福祉給付金、いわゆる経済対策分ではありますが、その事業を追加実施する旨の通知を受けましたので、対象の方に支給する臨時福祉給付金2,025万円のほか、事務費を含め臨時福祉給付金関係予算として民生費に2,413万5,000円を追加いたします。

その他の歳出補正の主なものとしては、総務費において人事院勧告等に伴う職員手当の増額を行うほか、民生費においては児童の広域入所の委託料を増額し、農林水産業費においては、担い手組織を育成し、中間管理機構を経由して農地集積を進めるため、モデル地区に交付する農地利用集積モデル地域支援事業補助金を400万円増額することといたしております。

続きまして、歳入の補正の概要について御説明をいたします。

歳出予算の増額補正による財源として、大藪小学校大規模改修事業の特定財源として国庫補助金6,609万円を計上し、学校教育施設等整備事業債1億3,020万円を発行することといたします。

臨時福祉給付金の特定財源としては、国庫補助金として2,413万5,000円を追加補正し、中間管理機構を経由して農地集積を進めるための農地利用集積モデル地域支援事業につきましては、県補助金として400万円を追加補正いたします。

なお、一般財源としては、地方交付税を1億355万5,000円増額いたします。

以上で、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わり

ます。

続きまして、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

国保会計の補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,816万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,575万1,000円と定めるものであります。

今年度の一般被保険者の医療費が想定を上回るペースで推移しておりますので、年度内に不足が見込まれる額を追加補正するものであります。

歳出におきましては、保険給付費のうち、一般被保険者療養給付費を3,243万8,000円、一般被保険者療養費45万8,000円、一般被保険者高額療養費を1,526万6,000円増額補正するものであります。

また、歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金、前期高齢者交付金を増額するとともに、繰越金を充てることにより歳出の財源とするものであります。

次に、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,240万円と定めるものであります。

下水道事業におきましても、一般会計と同様、国の平成28年度第2次補正予算に関連して国庫補助金が追加交付されることにより事業費を増額するものであります。

歳出におきましては、下水道事業実施設計業務委託料を340万円、下水道管渠工事費を1億2,100万円追加し、歳入につきましては、国庫補助金を3,800万円、特定環境保全公共下水道事業債を8,640万円追加するものであります。

以上で補正予算3件の説明を終わりますが、国の第2次補正予算に関連する一般会計の臨時福祉給付金事業及び大藪小学校大規模改修事業、特定環境保全公共下水道事業特別会計の事業費につきましては、繰越明許の процедуруを行うことといたしております。

続きまして、条例の提案理由を説明させていただきます。

議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

御承知のとおり、マイナンバー制度においては平成29年1月から国等との情報連携が、平成29年7月から自治体間との情報連携が始まる予定であります。このことを踏まえ、現行条例を見直しましたところ、庁内連携に関する規定が現行ではマイナンバー法別表第2. 包括方式プラス独自事務分の連携方式であり、庁内連携において漏れが発生する可能性もあるため、個別列挙方式に改めることを主な内容として条例改正を行うことといたします。

議第61号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例につき

ましては、人事院規則の一部改正により、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に関する規定が追加されましたので、同様の規定を条例に盛り込むために条例改正を行うものであります。

議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による職員の給与改正にあわせて町議会議員の期末手当の支給率を改正するほか、ここ10年ほど見直しを実施してこなかった議員報酬について、輪之内町特別職報酬等審議会の答申内容を尊重し、改正を行うものであります。

議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第62号と同様の趣旨で改正を行うものであります。

議第64号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年8月に出された人事院勧告により、職員の扶養手当、勤勉手当及び給料表等の改正を行うものであります。

議第65号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農業委員会等に関する法律の一部が改正され、条例で引用する法律の条ずれが生じておりますので、これを改正するものであります。

議第66号 輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、租税条約が存在しない日本と台湾において、民間取り決めとしての所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決めが結ばれたことを受け、国内法が整備されたことにより、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る所得を申告分離課税とする措置を規定するものであります。

議第67号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、議第66号により、町民税で分離課税する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の資産割算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするため改正をするものであります。

議第68号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律により雇用保険法の一部が改正されるため、法律と条例の内容を整合させるものであります。

議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の定数及び農地利用最適化推進員の定数を定めるものであります。なお、農業委員会委員がこれまでの選挙制から町長による任命制に変更となるため、関連する現行条例の廃止を附則で行うものであります。

以上で、本議会提出議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決

を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

お手元に配付の議案集1ページをお開きください。

議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,848万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,033万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。平成28年12月9日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということで、2ページから3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、今回の国の補正予算で採択されました大藪小学校大規模改修事業に充当するため、地方債を発行すべく追加するものでございます。借入限度額の1億3,020万円は、補助対象事業費から国庫補助分を差し引いた額、いわゆる補助裏を限度額として借り入れをしようとするものでございます。

なお、この1億3,020万円につきましては、普通交付税の基準財政需要額算入率は50%、約6,800万円が算入されるということで、有利であることから地方債を発行しようとするものでございます。

それでは、補正予算の詳細につきましては、別添の事項別明細書にて説明させていただきます。

歳出補正予算から御説明を申し上げます。事項別明細書7ページをお開きください。

款2.項1.目1の一般管理費55万円は、勤務中の事故により公務災害補償認定を受けた臨時職員の治療に要する費用などを計上するものでございます。

次に、目2.人事管理費の299万3,000円のうち、管理職手当74万5,000円は、4月1日付で職員が昇格したことに伴い、管理職手当が不足するため追加で計上するものでござ

います。期末勤勉手当の224万8,000円は、人事院勧告により支給率が4.20月から4.30月に引き上げられたことによりまして不足額を追加で計上するものでございます。

次に、8ページをお開きください。款3.項1.目1.社会福祉総務費2,413万5,000円は、国の補正予算で予算化された臨時福祉給付金、経済対策分でございますが、これの給付に伴い、必要な費用を追加で計上するものでございます。この給付金は、平成28年度の町民税の均等割が非課税である方を対象に給付されまして、給付額は1人当たり1万5,000円、対象となる方は約1,350人であり、2月から受け付け事務を開始し、順次給付することを予定しておりますが、国が予算を29年度に繰り越す予定であることから、給付事務についても29年度も継続して実施する予定をしております。なお、この事業は、国から同額の補助金の交付を受けて行うことになっておりまして、町からの持ち出しはございません。

次に、9ページをお開きください。項3.目4.児童福祉施設費345万8,000円のうち、節13.委託料、広域入所委託料287万4,000円は、保護者等の勤務場所や勤務時間の関係で当町のこども園への送迎が困難など、当町では預けることができない園児を対象に町外の保育所に委託しておりますが、海津市内の保育所への委託園児が当初予算算定時と比較して4名増加するなど、全体で5名の増加により不足額を追加で計上するものでございます。

次に、節23の償還金、利子及び割引料の子どものための教育・保育給付費等精算償還金58万4,000円は、平成27年度に交付を受けた国庫及び県支出金について、精算によりその超過交付額を返還するために計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。款5.項1.目2.農業総務費9万8,000円は、産業課の事務室内に配置しております大判拡大複合機の保守期間が満了したことによる、保守を継続するべく計上するものでございます。

次に、目4.耕種農業費の400万円は、平成28年10月に設立された農事組合法人メガファーム岐阜四郷南が県から農地利用集積モデル地域の指定を受け、農地の利用集積及び農業経営の安定化を図るために農業用機械の導入等を行う費用を支援するために計上するものでございます。なお、県から同額の補助金の交付を受けることによりまして町からの持ち出しはございません。

目7.町民センター管理費の160万5,000円は、町民センターロビーの壁面タイルがはがれて落下し、現在は近くへの立ち入りを禁止いたしておりますが、築35年が経過しており、残りのタイルもはがれ落ちる可能性があるため、危険でございますので全面張りかえを計上するものでございます。

次に、11ページをごらんください。款9.項1.目3.プラネットプラザ管理費の57万8,000円は、図書館に親子で楽しく本を読み、木のおもちゃに触れて楽しめる木育のスペースを設置するために計上するもので、県から補助金の交付を受けて実施するもので

ございます。

次に、12ページをお開きください。歳出補正予算の最後になりますけれども、項2. 目1. 小学校管理費の2億9,106万3,000円は、大藪小学校大規模改修事業が国の補正予算で事業採択されたことによりまして、監理業務委託料の627万5,000円、工事請負費として2億8,478万8,000円を計上するものでございます。なお、国においても当該予算を29年度へ繰り越す予定であることから、連動して当事業も29年度に繰り越して実施する予定でございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明をいたします。

戻っていただきまして、3ページをお開きください。

款9. 項1. 目1. 地方交付税のうち、普通交付税の1億355万5,000円は、平成28年7月上旬の普通交付税の本算定を経て、7月26日に平成28年度の交付金9億5,600万2,000円が決定いたしておりますが、その中から歳出補正予算総額に対して不足額を追加するものでございます。

次に、4ページをお開きください。款13. 項2. 目1. 民生費国庫補助金の2,413万5,000円は、歳出の民生費の8ページでも御説明をさせていただきましたが、国の補正予算で予算化された臨時福祉給付金（経済対策分）の給付に係る事務経費の財源として、全額を国庫補助金で賄われることから、その分を当該補助金で計上するものでございます。

次に、目4. 教育費国庫補助金の6,609万円、6ページの款20. 項1. 目3. 教育債1億3,020万円は関連性がございましたので一括にて御説明させていただきます。

教育費国庫補助金の6,609万円につきましては、歳出の教育費で御説明させていただきましたが、国の補正予算で事業採択されました大藪小学校の大規模改修事業の国庫補助事業として対象となる面積2,296平方メートルに、1平方メートル当たりの改修単価8万5,500円を乗じた1億9,630万8,000円の3分の1に相当する額に対象となる事務費65万4,000円を加えた額を計上するものでございます。

次に、教育債の1億3,020万円につきましては、補助対象事業費から国庫補助金を差し引き、10万円未満を切り捨てた1億3,020万円、全額について地方債を発行することができますので、限度いっぱい1億3,020万円の地方債を発行しようとするものでございます。先ほど申し上げましたが、この分につきましては、普通交付税で50%、約6,080万円が算入されることとなっておりますので申し添えます。

戻って、5ページをお開きください。款14. 項2. 目4. 農林水産業費県補助金の400万円は、歳出の農林水産業費、10ページの目4で御説明いたしました。農事組合法人メガファーム岐阜四郷南が農業用機械の導入等に要する経費を支援するために計上するものでございます。

歳入の最後になりますが、目6. 教育費県補助金の50万円は、歳出の教育費、11ページで御説明申し上げましたが、図書館に木育のスペースを設置するため、財源の一部を

県補助金で賄うべく計上するものでございます。

以上で、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第57号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の5ページをお開き願いたいと思っております。

議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,816万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,575万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月9日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

6ページ、7ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでござ

います。

詳細につきまして、国保会計の事項別明細書にて御説明を申し上げたいと思います。

事項別明細書の歳出の部、6ページをお開きいただきたいと思います。

款2. 項1. 目1. 一般被保険者療養給付費の補正額3,243万8,000円は、今年度上半期医療費の増嵩から9.6%の伸びを見込みまして、これを追加するものでございます。

同じく目3. 一般被保険者療養費の補正額45万8,000円につきましても、上半期医療費の実績から12%の伸びを見込み補正しております。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。款2. 項2. 目1. 一般被保険者高額療養費1,526万6,000円につきましても、上半期の実績から当初予算に比べまして32%の伸びを見込みました。これによって補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。3ページをお開き願いたいと思います。

款3. 項1. 目1の療養給付費等負担金で1,495万1,000円の補正でございます。歳出で御説明をいたしました療養給付費、療養費、高額療養費の増嵩に伴いまして負担金として国から入る分でございます。

款5. 項1. 目1. 前期高齢者交付金の補正額1,936万5,000円につきましては、退職者医療制度の廃止に伴いまして一般被保険者の医療費に充てるもので、今年度交付見込み額変更による補正でございます。

款10. 項1. 目2. その他繰越金1,384万6,000円につきましては、平成27年度からの繰越金留保額1,600万2,041円から27年度中に返還しました療養給付費交付金返還金額215万6,000円を差し引きました額を補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、御説明申し上げます。

議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成28年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,240万円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年12月9日提出、安八郡輪之内町長でございます。

9ページ、10ページにつきましては、先ほどの歳入歳出の予算額をうたっております。

11ページ、地方債補正でございますが、補正前の金額1億6,450万円を補正後は2億5,090万円に補正するということでございます。

それでは、歳入歳出につきまして事項別明細書のほうで御説明申し上げます。

事項別明細書の歳入の部でございますが、3ページをお開きください。

款3. 項1. 国庫補助金でございます。目1. 特定環境保全公共下水道費国庫補助金で3,800万円の増額でございます。これにつきましては、国より当初1億500万円の決定をいただきまして、国の2次補正によりまして追加で6,300万円の補助が参りました。合わせました合計の当初予算との差引額を計上いたすものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。款9. 町債、項1. 町債、目1. 特定環境保全公共下水道事業債でございますが、下水道事業の補助額との差額の財源補填分でございます。借り入れを行うものでございます。補正額は8,640万円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費の委託料で340万円は、追加補正いただいた工事に係る設計積算業務の委託料でございます。

それから、節15. 工事請負費につきましては1億2,100万円、国の補助金6,300万円に相当する額の計上でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

下水道工事はこれまで予算の減額というのがほとんどだったわけですが、今年度初めて、初めてかどうかわかりませんが、大幅な追加になってきたわけですが、この工事請負費1億2,100万円、これは新たに当初計画よりもふえるということですね。どこをどういうふうにするのか。それと、これが年度内に完成する見込みがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

この件につきましては追加で、現在進めております工事の延長ということで、南波地区、それから本戸、それから楡俣北部のほうで工事は予定しております。これにつきましては2次補正ということで、今後発注していくことになるんですが、繰り越しをいたす予定をさせていただきます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

南波と本戸と楡俣でしたか、これは既に入札が終わって確定しておるわけですね。その工事の追加としてやるということなんでしょうか。

追加分については、今年度、今追加されるわけですが、繰り越しでやっていると、そういうことなんでしょうか。お願いします。

○議長（小寺 強君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

おっしゃってみるとおりでございます。それで、今年度、その追加分で工事を発注

することにより、南波、本戸については地区内全てが工事完了という見込みになってまいります。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書は12ページからでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

改正の趣旨でございますけれども、輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、マイナンバー法が制定され、制度が施行されたことに伴いまして、平成27年度に制定をしたところでございますけれども、先ほど町長の提案説明にもございましたように、平成29年1月、来春1月から国等との個人情報の連携が始まります。また、平成29年、来年7月からは自治体間との情報連携が始まる予定となっております。

このことを踏まえまして、改めて条例を見直しました。その際には県から提供された資料等も参考にしながら見直したところでございますが、見直しを行ったところ、改正

する必要があると判断いたしましたので、今回、一部改正条例を提出しようとするものでございます。

お手元の新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表にございます第1条、それから第5条の関係でございますが、第5条につきましては、新たに条を追加するものでございますけれども、既存の条例では特定個人情報の利用に関する規定は存在してございますけれども、庁内の他の機関に特定個人情報を提供するという規定がないため、追加をさせていただくというものでございます。

具体的事務につきましては、この新旧対照表の11ページにございますけれども、こちらのほうに別表第3というのがございますけれども、これがその具体的な事務でございます。既存の条例の制定時には想定をしておりませんでした。他の市町村の規定ぶり等を参考にいたしまして検討したところ、想定される事項と判断したため、追加をさせていただくものでございます。

それから、1ページへ戻っていただきまして、第6条の改正につきましては、既存の条例、現行の欄の第4条第4項というのがございますけれども、これに相当する規定でございますが、新たに特定個人情報の提供があった場合を追加して規定をし直すというものでございます。

別表2の改正につきましては、別表2は新旧対照表では2ページから掲げてございますけれども、既存の条例が個人番号の利用範囲及び庁内連携についてマイナンバー法、法律の別表第2、包括方式プラス独自利用事務分の連携方式としているところでございますけれども、法律の別表を引用する形では当町に関係する具体の事務がわかりにくいというようなこともございまして、漏れが発生する可能性も否定できないため、個別列挙方式に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の説明ですと、国との連携、あるいは自治体間との連携が平成29年より実施されると。それに伴って今までの条例を見直したところ、不十分なところがあったから見直すということですが、まだそういう実際運用は、もちろんないわけですね。ないわけであって、やってみるとまた不都合なところが出てくると。何が不都合なのかというのは、まだ実例は出ていないわけですね、当然のことながら。やる前に他市町村との連携をやろうと思うと、今のままではだめだということがわかったということなんですか。

もともと何を目的に、この条例はつくられておったんですか。というのは、このマイナンバーというのは、連携することによって容易にいろんな事務の遂行ができるんだということでマイナンバーが制定されておったはず。したがって、当然のことながら、当初からそういう連携というのが前提の上に制度がつくられているんだと思いますけれども、やる前から、もう既にふぐあいが出てくるとなると、本当にこれは大丈夫なのか。特にプライバシーの問題がどうなってくるかということなんかも全く未知数なんだということではないんでしょうか。その辺のところ、やる前からなぜこのようなことが起こったかということをごどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

先ほど申しあげました国との連携、あるいは他の市町村、自治体との間の連携が始まるということにつきましては、今回の条例を見直すきっかけとして、そういう今後の事態があるので、これに先立ってもう一度見直そうということで行ったという、そのきっかけであったわけでございますけれども。

それで、既存の条例、先ほども少し説明をさせていただきましたが、この条例で何を定めるかといいますと、昨年の議会でも御説明を申し上げたかと思っておりますけれども、マイナンバーを使って町独自の事務を行う場合、これは条例を定めて規定する必要があるだけでございますし、それからマイナンバーを利用する範囲についても条例で定めるということでございます。その場合、昨年制定した条例では、国の法律の別表第2を引用する形で条例を規定いたしました。国の別表第2につきましては、どの機関がどういった事務を行うということが、国・県、それから市町村、全て掲げてございますけれども、それを引用する形ではわかりづらいということもありますので、今回、他の市町村の条例の例も参考にいたしますと、具体的に町においてマイナンバーを利用する事務が列挙してある、個別列挙方式でやっておる市町村が多いということもわかりましたので、輪之内町においても個別列挙方式に変更しようとするものでございます。

それから、先ほど他の市町村との連携云々という言葉が御質問の中にございましたけれども、今回の条例改正を行うにつきましては、庁内の他の機関への特定個人情報の提供を追加させていただくものでございます。具体的に申せば教育委員会は庁内の他の機関ということで、町から教育委員会のほうへ特定個人情報を提供しようとする場合、これについても条例で定めがないと提供ができないということでございますので、その部分について、今回、改正をお願いするところでございます。

当初、制定時においては町のほうから特定個人情報を教育委員会のほうへ提供することはないであろうというようなことで、この部分については既存の条例では入っており

ませんでしたけれども、これも他の市町村の状況等を参考にいたしますと、具体的事務は発生していなくても発生する可能性がある事務もあるということがわかりましたので、今回、別表3において追加をさせていただくものでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

この条例改正に伴うシステム改造とか、そういうことは必要になるのかどうか、そのための経費はどのくらいかかるのかということはわかるでしょうか。わかったら教えてください。

○議長(小寺 強君)

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長(兒玉 隆君)

この条例に関して改めて費用が発生するということはございませんので、既にマイナンバー法を実際に運用していくためのシステムの改正は、順次進めておるところでございます。以上です。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第10、議第61号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長(兒玉 隆君)

それでは、御説明申し上げます。議案書は23ページですので、ごらんいただきますようお願いいたします。

議第61号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

こちらのほうの改正の趣旨といたしましては、国の人事院規則26-0という規則がございますけれども、こちらのほうの規則が改正されたことによりまして配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に関する規定が追加をされましたので、輪之内町の条例につきましては、国の制度に準じて定めておりますので改正をするということでございます。

具体的な改正の箇所につきましては、新旧対照表の13ページをごらんいただきたいと思っております。

先ほど御説明申し上げました配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、第6条の2を追加するものでございます。

配偶者同行休業の期間の延長の後、期間が満了する日において当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くことになり、このことが延長の請求時には確定していなかった場合を規定するものでございます。

基本的には同行休業の延長は1回できるわけですがけれども、そのときに当該配偶者の勤務がその延長以降も続くということが確定していなかったと、ところが実際にはさらに延長することになったというような事情があった場合については、配偶者同行休業の再度の延長ができるようにするというものでございます。

その他の改正部分につきましては、総務省のほうで作成をしております職員の配偶者同行に関する条例の例、条例の案でございますけれども、これに整合する形で必要な改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長（小寺 強君）

再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第61号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 輪之内町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第11、議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長(兒玉 隆君)

それでは、御説明をいたします。議案書は25ページでございます。よろしくお願ひいたします。

議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

この条例の改正の趣旨につきましては、平成28年の人事院勧告によりまして職員の給与改正を行うことといたしておりますが、それにあわせまして町議会議員の期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げるために改正をするものでございます。

また、町議会議員の報酬月額につきましては、平成17年11月に輪之内町特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、平成18年度に改正をして、今日まで約10年余り見直しを実施してまいりませんでした。したがって、相当期間がたっているということもございましたので、今年度開催をいたしました輪之内町特別職報酬等審議会の答申を尊重する形で改正をしようとするものでございます。

新旧対照表の15ページをお願いいたします。

今回の一部条例改正は、第1条と第2条によって既存の条例を改正することといたしておりますけれども、まず第1条関係につきましては、新旧対照表の15ページにございますように、期末手当の支給率を6月、それから12月を合計して0.1月分引き上げるものでございます。この改正案につきましては、6月と12月の支給率については平成29年度から適用するそれぞれの率で改正をしておりますけれども、平成28年度につきましては改正条例の附則において読みかえ規定を設けておまして、0.1月分を12月の期末手当として支給することといたしております。

続きまして、新旧対照表の16ページでございますけれども、こちらは議員報酬月額を改正するものでございまして、議長につきましては「23万円」を「26万円」、副議長につきましては「20万円」を「21万5,000円」、議員につきましては「19万円」を「20万5,000円」に改めようとするものでございます。

なお、この第2条関係の改正につきましては、すなわち議員報酬月額の改正につきましては、改正条例の附則におきまして平成29年4月1日から施行をするということにいたしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

今回の報酬については、職員さんと一緒のように人勸を受けたということと、それから10年近く経年しているので、報酬審のほうから町長のお伺いの中でこういうふうな数字になったということだと思っておりますが、例えば19万円から20万5,000円に引き上げたらどうかという改正案ですが、これは議員の報酬ですが、この根拠について、報酬審からどのような根拠が示されてこの数字が出てきたのかということと、これは多分前回、このようなあれがあったと思っておりますが、そのときと金額が一緒だと思っておりますけど、その当時の報酬審の方々の御意見と今回の報酬審の委員の方々の意見は同じであったのかということをお尋ねしたいと思っておりますし、これは委員会付託になるようでございますので、そのときに詳しくはお尋ねしようと思っておるんですけれども、そのときに、前回、報酬審の議事録が出されたと思うんですが、今回も議事録を求めれば出していただけるものか、あわせてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

ただいま御質問がございましたが、この議会議員の報酬、それから常勤の特別職の報酬につきましては、昨年、教育長が新しい制度に移行すると、特別職になれるということで、その給与月額を決定する必要がございましたので、教育長の給料月額、それから議員さんの報酬月額、それから町長、副町長の給料月額につきまして、特別職報酬等審議会を開いて一定の結論を出していただき、答申をいただきましたので、その答申の中から、当面直ちに必要であった教育長の給料月額について、答申を尊重する形で議会のほうへ提案をさせていただいた経緯がございます。

そのときに、議員報酬、あるいは町長等の給料月額についても答申はいただいておりますけれども、平成28年4月1日から改定をしようと考えておりましたので、教育長の給料月額とは別の時期に議案提出をしようとしておったところがございます。

それで、教育長の給料月額について議案を提出させていただきましたところ、議会で修正をされましたので、修正をされたということは、再度議員さんの報酬、あるいは町長等の給料月額については、再度報酬審議会を開いて検討する必要があるのではないかとということで、昨年は議案の提出を見送りまして、今年度、また新たに報酬審議会を開いて検討していただいたところがございます。

今年度開催いたしました報酬審議会におきまして、結論から申し上げますと、前回の平成27年度に開催をし、答申を得た、その答申の内容どおりとするという結論が今年度の報酬審議会でも出ましたので、それを尊重する形で今回議案を提出させていただいたという経緯でございます。

なお、先ほど御依頼がございました議事録の提出につきましては、委員会時において提出をさせていただく予定でございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

総務課長、今の議員報酬の関係でいいますと、19万が20万5,000円の今度の答申が報酬審のをもとに提出されているということですが、その20万5,000円になったという、その根拠を聞いておることについてはまだお答えがないと思うんですが。前回、報酬審の中でその20万5,000円にするには、これこれしかじかの理由によってこういうことですよということが多分協議がされておったと思っておるんですが、それは委員会の中でやってもいいんですが、わかれば、今どうしてもじゃなくてもいいんですが、その分、私、最初に聞いておるんですが。その20万5,000円になったという、その数字の根拠についてお尋ねをしておると。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

今回の額が出された根拠と言われましたが、今年度開催した報酬審議会におきまして、当然のことではありますが、平成27年に開催をいたしました報酬審議会の審議内容も今回の判断材料として資料提供をし、それを踏まえて審議をしていただいたところでございます。

去年の審議内容につきましては、議員報酬を上げる方向には間違いないけれども、一旦もとの額といたしますか、一度合併問題がございまして、それ以降下がった経緯がございまして、その合併の協議以前のところまで一度戻そうと。それから、また定期的に報酬審議会を開きまして、上げる方向でそれ以降の審議会については検討しようというようなものが平成27年度の審議会の答申内容でございましたけれども、その考え方を今回の報酬審議会も支持されたという結論でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

合併協議以前の数字にとりあえず戻そうということは、前回の会議録を見せていただいた中にもその分は書いてあったかと記憶はしておるんですが、私個人として思うのは、報酬審は、現在、輪之内町のこういう議会議員、町長さんも含めてですが、そういう審議をするときには、多分参考にされる隣町とか、西南濃とか、広げればそうですね。そんな中で輪之内町はどんなような感じでしょうかとか、いろんな資料を出されて多分検討がされておる、当たり前のことですわな。それを受けて、輪之内町の議員は大体20万5,000円、これが妥当だというお考えでおっしゃっておったのか、とりあえずここまで上げようかと。本来はもう少し適正に上げられるのが、例えばですが、二十二、三万のところでもいいんじゃないかという中で、とりあえず一遍に上げるのは非常に世間当たりも悪いので20万5,000円にしたらどうかと、多分そういうお考えであろうと私は思うんですが、それであるならば、今回の報酬審の審議の答申の中に、やっぱり本来の道筋をつけていただいた上の20万5,000円というのが本来の形じゃないかなと。

この20万5,000円でも、前回の下げたときの報酬審の意見は、20万円に下げよと。合併を見据えてやらないので、自分たちでその道を選ばないかんということで、単独の道を選びましたので、議会もさらに自主的に1万円下げたと。報酬審の答申は20万でした。下げるときは自分たちで勝手に下げることはできても、上げるときは答申を受けた答申しかだめなんですか。これは一方的なものですか。下げるときだけはどれだけ下げても、際限なく下げることは可能ですけれども。そういうお考えの中に、隣町を見るともう少し、例えば5,000円とか1万円を限度にどうでしょうねというお話にはなりませんのか

な。

パーセントでいっても、例えば5,000円下げて20万にしました。でも、表向きは19万ですよ。それは報酬審を基準に置いた場合には、20万は報酬審からの答申があったということです。自分たちの下げた分までそのパーセントの中に入れて、ああ、これだけのおまえらは上昇率だと、それはちょっと願望じゃないですか。分母が大きけりゃあ大きいほどパーセントは下がりますわな。

ですから、そういうやり方が、報酬審の委員の皆さんがきちっとそこら辺をどういうふうに評価されて、お考えが、今回見せていただきゃあわかると思うんですが、前では、かわいそうやで上げてやろうかとか、そういう内容の言葉も若干あったやに私は思っておりますが、例えばそれがその委員が言われた言葉がそっくりそういう意味じゃなくて、周り等を眺めるのに非常によろしくないの、よろしくないねという言葉がそういうふうになったのか、それはその人に聞いてみないとわかりませんが、議事録を読む限りでは、何か本当に適正なレベルということについてのお考えが反映されていないのかと。

適正というのを私は強調しておるわけでありまして、金額を主張しておるわけじゃないですよ。金額がそこそこでよければ上げてもらわんでもいいし、5,000円でもいいし、それはそのための報酬審が開かれておると私は信じておりますので、このお答えについては、お答えいただける部分があれば、そこでいただいて結構ですが、委員会の中できちっとお聞きしますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、議員報酬引き上げの提案をされているわけですがけれども、ちょっと今、私はデータを持っていないからわかりませんが、20万5,000円であったのは、これは18年以前だったかもしれませんけれども、要は合併協議前だったと思いますけれども、そのときの税収は幾らであって、そして今回、町の税収はどうなっておるか。要するに、町全体の経済力がどうなっているのか、その辺をちょっと関連でお伺いしたい。

それと、前回、20万5,000円から19万に引き下げたとき、その理由は合併を控えて財政が厳しいからでしたかね、ちょっとはっきり覚えておりませんが。その財政状況は、最初の質問とダブるわけですがけれども、その財政状況が改善しているのかどうかということ。

それと、これも関連ですがけれども、町民の所得はどうなっているのか。私、国保のところでも前回も質問させていただきましたけれども、国保の関係者の所得を見ると、これは確実に所得が低下しておるといような状況ですがけれども、町全体では税収がふえて

いるのかどうか。その関係で見てどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

今回の議案を提出するに当たりましては、ルールとして報酬審議会の意見を聞くということが定まっておりますので、今回、そのルールに従って事務を進めたということでございます。

報酬審議会に諮るというルールがある以上、基本的にはその答申内容を踏まえるというのが基本かと考えまして、答申を尊重する形で今回提出をさせていただいたということでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

答申のと言いますけれども、なぜ今回、諮問したのか。報酬を上げるという前提のもとに諮問されたのではないかというふうに思うわけですが、そうなると、先ほどの質問のように、輪之内町の経済状況がどうなっているか、町民の収入はどうなっているかということも含めて、そういうような中で財政状況にゆとりが出てきたから引き上げていいんじゃないかということで報酬審議会に諮問したということではないかと思うんですけれども、そういう今の執行部の考え方は、財政的にゆとりが出てきたというふうな判断なのでしょうか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

今回の報酬改正につきましては、先ほども少し御説明させていただきましたが、きっかけといたしまして昨年度の教育長の給料月額を決める必要があると、これが一番大きなきっかけでございます。教育長の給料月額を決めるに当たりましては、当然他の特別職、あるいは議員さん等の報酬との比較というところも当然加味する必要があるということで、昨年度報酬審議会を開いた。もう1つの経緯として、10年間という長い期間にわたって見直しをしてこなかったということもございましたので、その2つをきっかけに報酬審議会を開いたという経緯でございます。

税金につきましては、企業誘致等をやっておりますので、確実に税金は伸びておるかと思えます。

なぜ諮問したのかと、昨年はそういった経緯で報酬審議会を開きました。今年度、改めて報酬審議会を開きました経緯については、先ほど御説明したとおりでございます。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

以前は町会議員の定数は、私が当選したころは16でした。それが15になり、14になりましたかね。そして、9になっておるということですけれども、町民の声を聞くというのであれば、定数の問題も考えてもいいんじゃないかというふうに思うわけですが、定数を削減して町民の声をカットして、そして財政にゆとりができたからといって報酬を上げるというのはどうかと思うんですけれども、その定数については何の問題にもなっていないということでしょうか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

定数につきましては報酬審議会の所掌事務の範疇を逸脱するものでありますので、今回の報酬審議会におきまして、定数問題については町のほうから諮問しておりません。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第62号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明を申し上げます。議案書は27ページでございます。

議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

こちらの改正の理由でございますけれども、先ほどの議第62号と同様の考え方で改正条例を提出しようとするものでございまして、すなわち人勸によって職員の期末・勤勉手当の率が0.1月上がるということを踏まえて、特別職の期末手当を0.1カ月分引き上げるということと、それから町長及び副町長の給料月額につきましては、報酬審議会の答申を得ましたので、その答申を尊重する形で改正をしようとするものでございます。

新旧対照表の17ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらの条例につきましても第1条、第2条ということで、それぞれ施行日を異ならせる形にしておりますが、まず改正条例の第1条関係では、期末手当のところを町議会議員の方と同じように0.1月分引き上げる内容でございます。

18ページをごらんいただきたいと思っております。特別職の給料月額につきましては第2条関係ということで、こちら平成29年4月1日から施行ということにさせていただいておりますけれども、町長につきましては「65万円」を「70万円」、副町長につきましては「53万円」を「56万5,000円」に引き上げるというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも先ほどと同じようなことですので同じことを聞きませんが、町長の報酬を5万円引き上げるということですが、これも答申に基づいてということですが、現在の報酬で何か支障があるのでしょうか。どういう支障があるのか、上げなきゃならないという理由を説明してください。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

支障があるのかないのかという判断は、非常にお答えのしにくいところでございますが、議員の皆様方の報酬月額についても審議会にかけた。ならば、特別職の職員についても審議会にかけて、同時期に改正をするのが妥当なところであろうという判断で審議会のほうへ諮問いたしましたところ、ここに改正案で示しておりますような答申をいただきましたので、その答申に沿った形で改正案を提出させていただいたということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

東京都知事の報酬が半減したとか、あるいは名古屋市長が削減するとかというようなこともあるわけですが、もちろん東京とか名古屋の首長さんと輪之内町の首長さんと同程度の業務量ということはないわけでありまして、東京が下げたから輪之内も下げないかというような問題ではないと私は思うわけですが、東京都知事なんかを見ますと、前舛添知事的时候はかなり豪遊と申しますか、豪華な生活をしておったというようなことで批判が高まって、それもあって削減されたのではないかというようなことを私は思っているわけですが。

やはり輪之内町の財政力からいって、プライベートな面もあるかもしれませんが、やはり町長個人の所得にかかわってくる問題、そこまで面倒を見な……、保障しなきゃいけないのかどうか。面倒を見るという言い方はちょっと言葉が悪かったかもしれませんが、報酬としてしなきゃいけないのかどうか。65万では町長としての業務が遂行できないのかどうか、50万では遂行できないのかどうか。そういうことを考えたときに、よそが上げたから上げるというふうじゃなくて、やはり今の町の財政状況から見てどうなのかというふうなことを考えるべきじゃないかと。

先ほど議員のほうではそういう財政的な検討というのはなされていないというようなふうに取り扱ったわけですが、やはり町の財政がどうなっているかということを考えてやるべきだと思うわけですが、どうも今回の報酬を引き上げるという根拠が乏しいように思えてならないわけですが、その辺の納得できるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

ただいまの御質問の中で東京都の知事、あるいは名古屋の市長さん、それぞれ給料を減額されておるということでございますけれども、それはそれぞれの自治体にそれぞれの事情があって、またその首長さんの個人的なお考えも、あるいは信念というものもあってそのようにされていることかと推測いたしますので、それが全て全国共通にそうしなければならないということはありませんので、それぞれの自治体、あるいは首長の判断ということになろうかというふうに思います。

それから、例として出された給料月額50万円でもできないのかというようなことが御質問の中にございましたけれども、できないのか、それは条例で給料の月額が50万円というふうに決まっているのであれば、それはその50万円で当然仕事をしなければいけな

いと、こういうことになります。

それで、仕事に対する報酬と申しますか、仕事に対する対価として、じゃあその50万円がいいのか、ある町では70万、80万円のところもあると。そういったときに、じゃあ輪之内の町長として幾らが妥当であるかということ町執行部自身が判断をしてはいけませんので、そこに報酬審議会を開いて住民の方の意見を聞くというルールがありますので、住民の方の意見をお聞きし、それに沿う形で特別職の報酬は改正をしていくということでございますので、ベースになるのはあくまでも住民の方の判断、その代表の方として報酬審議会の委員さんという形になりますけれども、そういった住民の方の考え方、判断をもとに特別職等の報酬というのは決めるべきものというふうに理解をし、今回もそのようなルールに従って、手続を踏んで提出をさせていただいておるということで御理解をいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

報酬審議会を盾にとっておられますけれども、報酬審議会には公募で応募された方なのか、それともこちらから指名推選したのか、どうでしょうか。

○議長(小寺 強君)

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長(兒玉 隆君)

委員さんにつきましては、こちらから過去に審議会の委員となられた方の役職等も考慮し、今回も町のほうから御依頼を申し上げるという形で選定をさせていただき、御審議を願ったということでございます。

平成27年度にも同じ諮問事項について協議をしていただいておりますので、さらに多くの方から意見を求めようということで、平成27年度の審議会の委員さんとは別の方を、条例で決まっております7人を選びまして御依頼を申し上げ、審議をしていただいたということでございます。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第63号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第64号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明申し上げます。議案書は29ページからでございます。ごらんいただきますようお願いいたします。

議第64号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正の趣旨につきましては、先ほど来出ておりますけれども、平成28年8月8日に今年の人事院勧告が出ましたが、その人事院勧告を踏まえまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布をされました。地方公務員の場合につきましては、国家公務員に準じて給与を支払うべきというようなことございますので、国家公務員に準じて町の職員の給与改定を行うものでございます。

それで、今回の改正条例は、改正内容の施行日を異ならせて行う必要がございますので、第1条及び第2条という改正の形にしております。

新旧対照表は19ページからですので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、改正条例の第1条関係でございますが、こちらのほうは公布の日から施行するというものでございます。

第13条の3の改正につきましては、初任給調整手当の額を改正するものでございます。

第23条の7につきましては、勤勉手当を0.1カ月引き上げるものでございまして、12月の支給率を改正するものでございます。

それから、21ページの下から別表第1というのがずうっと続いてございますけれども、こちらのほうは職員に適用する給料表となつてございますが、この給料表を人勧、それから国家公務員に合わせて改正をするということでございます。

人勧の勧告内容として、民間給与との較差を埋めるために給料表を400円引き上げることを基本にして改正をするものでございます。

それで、初任給、あるいは若年層につきましては1,500円、もしくは同程度の引き上げを行うということで、比較的級の若い部分につきましては引き上げ率が大きくなっているということでございます。

それから、新旧対照表の29ページをごらんいただきたいと思っております。こちらは改正条

例第2条関係でございますが、この2条関係の改正は、平成29年4月1日から施行する部分でございます。

第14条、それから第15条の改正につきましては、職員の扶養手当の改正を行うものでございます。

この扶養手当の改正につきましては、平成29年度から平成30年度にかけて段階的に行うということでございますが、本則におきましては平成30年度の扶養手当の額に改定をいたしております。

平成30年度におきましては、配偶者に係る扶養手当の額を現行の「1万3,000円」から「6,500円」に引き下げます。そのかわり、子供に係る扶養手当につきましては、現行の「6,500円」から「1万円」に引き上げるというものでございます。

なお、父母等に係る扶養手当の額につきましては、現行の6,500円のままといたしております。

先ほど申し上げましたように、扶養手当の額は段階的に改正をするため、改正条例の附則の第3条におきまして平成29年度における特別措置を規定しまして、本則の規定を読みかえることといたしております。その読みかえによりますと、平成29年度につきましては、配偶者に係る扶養手当の額を現行の「1万3,000円」から「1万円」に、子に係る扶養手当については現行の「6,500円」を「8,000円」とするものでございます。

続きまして、新旧対照表の32ページをごらんいただきたいと思っております。第23条の7の改正でございますけれども、勤勉手当の改正でございますが、平成28年度におきましては、改正条例第1条によりまして人事院勧告等による勤勉手当を12月分として0.1カ月引き上げるという形にしてございますが、平成29年度以降につきましては、その0.1カ月分というのを6月と12月に均等に上乘せをするという形にいたしまして、6月に0.05カ月分、12月に0.05カ月分を上乘せするように改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

議運におきまして、この条例改正は上位法の改正によるものであって、それほど審議することはないんだというような説明でしたので、議運においては委員会付託ということを決めませんでした。しかし、これは議案を見せていただくと非常に理解しにくいところがいっぱいあるわけでありまして、今、口頭で説明を受けても、それがすんなりと理解できるというような内容ではないというふうに私は思っております。本来、これだけ

のものは委員会に付託して十分審査すべきと思いますけれども、これは議会のほうで決めることですので執行部には直接関係ないかもしれませんが、こういうことになりますので、議運においてもっと詳しい資料を出していただく。議運では、ただこの議案名だけしか出されていない。そして、その概要だけしか説明されていない。それではどのように議論していいかわからないのでこういうことが起こってしまう。今後、そういうふうにならないようにしていただきたい。議運において十分な資料を提出していただけたらと思いますけれども、まずその辺のことをお伺いします。

それから、その上でお伺いしますけれども、今回の条例改正によって職員の給与は上がるのか下がるのか。上がるとすれば何%アップになるのか。まずそれがこれを読んでおっても、上がるだろうというような感じがするんだけど、全体として何%アップになるかということはさっぱりわからない、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、この新旧対照表の20ページにおいて特定管理職員という言葉がありますけれども、この特定管理職員は100分の100が100分の110になっている。この特定管理職員というのはどういう方なのか、どういう職が特定管理職員になるのか。これは今回の改正にはなりませんけれども、その特定管理職の人は10%上がるということはわかりますけれども、一般の人も100分の80が100分の90です。特定管理職とは一体どういう人を言うのかということをお伺いしたいと思います。

それから27条では、給与から控除する場合、その他町長が必要と認めるものというふうな新しい項目が加わるわけですが、これは本人の同意確認は必要ないのかどうか。町長が必要と認めれば何でも天引きすることができるのかどうか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

それから、第2条の関係、29ページからですが、これも扶養手当が配偶者1万3,000円が、これは1のほうは略で何もありませんが、1万3,000円が6,500円になるんじゃないですか、これはそうじゃないかな。1が略されているというのは、これは配偶者の項目だったと思いますけれども、配偶者については何も変わらないということですか。

それから、扶養手当が1万3,000円が6,500円になるような気がするんですけど、こういう扶養手当については少なくなるということはないのかどうか。ちょっと読んでおると、従来は、例えば重度心身障がい者の場合、1万1,000円が1万円になるとか、少なくなっている部分があるような気がするんですが、この手当が少なくなる部分はないのかどうか、従来よりも引き上げになるのかどうか。

これを読んでおっても非常にわかりにくいわけですが、職員の処遇が変わるようであれば、これは職員組合との協議も必要だと思います。

それから、仮に上がる場合であっても、当然職員組合との協議が必要になると思いますが、職員組合との協議はどのようになされているのかということもお伺いしたいと思

います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

何点かの御質問をいただきましたが、まず議運において資料を提出していただきたいということでございますけれども、この職員の給与に関する条例につきましては、先ほど説明させていただきましたように、毎年のように人事院勧告に沿った形、それから国の国家公務員の一般職と同じ形で改正を行っておりますので、町独自に改正をするというものではございませんでしたので詳細な資料の提出まではしなかったと。人勧の内容を御存じであれば御理解はいただけるものという判断をいたしまして、特に資料は提出しておりませんでしたけれども、今後におきましては、より御理解を願うという必要がある場合においては、必要な資料を提出させていただくということにさせていただきたいと思えます。

それから、給料が上がるのか上がらないのか、よくわからないというお話でございましたけれども、新旧対照表におきまして給料表が現行と改正案と並べてございますので、このそれぞれの対応する欄の額を比較していただければ給料は上がるということは御理解いただけると思えます。先ほど御説明いたしましたように、400円引き上げを基本とし、初任給については1,500円、若年層については1,500円と同程度上がるということでありますので、給料表の1級、2級、このあたりが若い職員のところでございますので、ここを比較していただければ先ほど説明しました1,500円という引き上げも御理解いただけるものかと思えます。

それで、何%アップになるのかということでございますが、人事院勧告におきましては、民間との比較によりまして0.17%公務員のほうが安いということでございますので、それを踏まえて平均改定率として0.2%引き上げることといたしておるところでございます。

それから、勤勉手当のところ特定管理職員というものが出てくるが、この特定管理職員というのがよくわからないという御質問でございましたけれども、これは管理職手当が支給されておる職員を特定管理職員といたしておるところでございます。

それで、一般の職員とその管理職とどこが違うかといいますと、勤勉手当の支給率が違うということでございまして、管理職手当をもらっている、いわゆる特定管理職員については、勤勉手当の割合が一般職員に比べて高くなっているということでございますので、その分、期末手当の率が一般職員に比べて低くなっているということでございます。すなわち、勤務の成績による部分を管理職については、より重点を置いて手当を配分するという内容になっております。これは国においても同様の規定ということになっておるところでございます。

それから、今、扶養手当のところがよくわからない、確かに読みかえとか、いろいろございますのでよくわからない。先ほど少し説明させていただきましたけれども、私の説明がよく御理解いただけなかったということでございますので、改めて説明をさせていただきますと、扶養手当につきましては、平成28年度については職員の配偶者は1万3,000円、子供は6,500円、それから父母等、ここには先ほど上がっておりました祖父とか、あと孫とか、そういった方も含まれるわけですがけれども、その方については6,500円となっております。これが平成29年度になりますと、配偶者は1万3,000円から1万円に下がります。平成30年度になると、平成29年度に1万円であったものが6,500円に下がるということでございます。そのかわりに子供につきましては、平成29年度には28年度の6,500円から8,000円に上がると、これが平成30年度につきましては1万円になるということでございまして、その他の父母とか祖父母、あるいは孫等についての扶養手当の額は6,500円で、これは平成29年度も30年度も変わりはないということでございます。簡単に申し上げますと、配偶者の扶養手当を減額して、子供の手当の額を上げる改正ということになろうかと思えます。

それから、組合との協議を行ったのかということがございますけれども、正直申し上げて組合との協議は行っておりません。今回の改正につきましては、人事院勧告のとおり、国に準じてやるということでございますので、改めてうちのほうから協議を申し込むということはいたしませんでしたし、組合の側から要望も何もございませんでしたのでそういった手続はしておりません。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

もう1つ、今抜けていたのは、給与から控除する場合は抜けていましたので答えてください。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

大変申しわけございません、答弁漏れでございました。

職員の給料から、例えば団体で掛けております、その人が入ってみえます保険料でありますとか、そういった部分を控除しておるところでございしますが、このたび個人型確定拠出年金、こういったものが今までは公務員は入れなかったわけですがけれども、公務員もそういったものに入れるようになるということもございまして、今後ともそのようなものもいろいろ出てくるかということで、町長が必要と認めるものという形で規定をさせていただいて、給料から天引きをするという形にしたいということでございまして、

当然ながら、その前提として職員に同意をとっていくということは必要なことかというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

全体で給与の、輪之内町の職員の人件費はどのくらいアップになるのかということをお伺いしたわけですが、個々の今言われたことじゃなくて、町としてどのくらいの費用負担になるのかということをお伺いしたかったわけですが、その辺が何%くらいアップするかと。

要はその分だけ職員の手当になるわけですので、町が支出する分、人件費、職員費用は職員の皆さんの所得アップにつながるわけですので、それをお聞きしたかったわけですが、その辺、もしわかったら教えていただきたいと思います。

それから、今、組合との協議は行っていないと、組合からも何も申し出がないということでしたけれども、労働組合法、労働基準法、こういった観点からいけば、今、輪之内町の職員組合は正規の労働組合ではないんですか。そういう労働基準法、あるいは労働組合法に基づく組合ではないと、単なる仲よし団体だということなんですか、そのところ。もし、そうでなければ、当然労働条件の変更については労働組合に協議しなければならないはずですが、その辺の見解を改めてお伺いしたいと思います。

それから、扶養手当については配偶者を減らして子のほうに持っていくんだというようなことでしたけれども、なぜそういうようなことが今やられるのか。なぜ配偶者の手当を減らす必要があるのか。子をふやすということはわかりますけれども、結局、全体としては職員の手当は変わらないということになるのかどうかということですね。そのところをちょっと、その考え方を伺いしたいと思います。

先ほど最後のところで町長が認めるものは給与から控除することができるという場合に個人拠出年金のようなものを言われましたけれども、これだったら職員のほうからの申し出に基づいてやるべきではないかと思うわけですが、これは職員が申請して、そしてそれを町長が必要と認めたというふうな解釈なのか、その辺のところを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

今回の改正によってどれだけの負担アップになるのかということでございますが、詳細に率等の割り出しはいたしておりません。それで、補正予算にございましたように、不足する分については、今回、補正をお願いしておるところでございます。

それから、輪之内の組合の位置づけはどうかということですが、それは組合のほうにお尋ねをいただければというふうに思っております。

それから、なぜ配偶者の手当を減らすのかという御質問がございましたけれども、これは人事院勧告、あるいは国家公務員の一般職の給与に関する法律、そちらもそのようになっているということですので、それと同じ形で町の条例のほうは改正するということがございまして、あくまでも国に準じて行うということを基本にしておりますので、同様の改正を行うということでございます。

それから、給料から天引きする部分につきましては、できる規定を設けておくと給料から天引きすることができるということですので、個人の方からの申し出で、それが今回の改正のように町長が必要と認めるものということで、町長が認めれば、それも控除ができるということになるかと思っております。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

1つだけお尋ねしたいんですが、こういうお金のことになると田中はうるさいなあということになるかと思うんですが、前にもこんなようなことは、こういうものが出てきたときにお尋ねした覚えがあるんですけども、僕が言ったんじゃないかもしれんけれども、聞いたような記憶があるんですが、総務課長がこういうことに関しては全て国に準じて改正をするという根拠を示されておるので、そのことについては理解しておるわけですが、こういうことが全て国に準ずるのであれば、地方公務員、どこの市町へ行っても同じような給与を皆さんがもらっておるものか。こういう上げ下げしたパーセントとか云々については国に準じて、あとのことは自分ら独自で決めて、要するに使いやすいところだけを国に準じて、そうでないところは自分で決めると、自分たちの物差しを宛てがうというやり方なのか。

もう1つは、一般企業との差を埋めるための改正であるというふうにおっしゃっておるんですが、一般というのは、前は一部上場企業だったのか、要するに上場企業の平均で言われてきたのかわかりません。記憶が定かではないんですが、そこら辺のことはどういう、一般一般とおっしゃっているのは何を指して一般ですかということを、2つほどお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

ただいま御質問がございました、国の制度に準じてということをお先ほど申し上げておりますので、町としては国の制度のいい部分だけを取り入れてやってはいないのかと

というような内容かと思えますけれども、この給料、あるいは手当については、給料表であれば国の給料表、そのままを使っておりますし、手当の額につきましても国と同額ということにしておりますので、町独自につけ加えたりとか、あるいは独自の給料表を持ったりとか、そういうことはしておりません。

それから、公務員の給料というのは民間の企業のように労使交渉で決定していくというものではございません。その代償措置として人事院勧告制度がつくられているのは御承知のとおりかと思えます。ですから、人事院が民間の企業の額を調査して、それを現在の国家公務員と比較したときに、どのくらいの差があるのかと。差があればその分を、公務員のほうが少なければ、当然引き上げるという形になるということでございまして、これは今の公務員の給与を決める制度として人勧制度があり、それに従って、基本的には国家公務員はその人勧どおり改正をしている。国家公務員が改正をされれば地方公務員もそれに準じて改正をするという手続で行っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

ちょっとお答えにはなっていないと思うんですが、その分はわからないならわからないと言っていたきゃあ結構なんですよ。人事院勧告が云々と言われる前に、企業との差を埋めると、それを人勧が調査してやるというふうにお答えになっているんですが、それを受けてなら、そこの担当としては、国のどういう企業とか、要するに上場企業の平均で見ているんだと、その物差しぐらいは御存じだろうと私は思って聞いておるんです。

何でも上位法、要するに人勧にもたれて全てやるということであれば、地方公務員のみならず、地方議員もそういった国の議員と同じような仕事をやっておりますので、規模は小さいんですが、それにもたれてやってもらえば結構なんですよ。これはこれ、あれはあれ、だから人勧が何にもたれて出されたかと言うたら企業の云々とおっしゃっているんで、企業の云々というのはどういうことを指しているんですかと、たったそれだけのことを私は聞いておるわけなんです、わからないならわからないで結構なんですよ。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

今回の人勧の改正で人事院が行いましたのは、全国の中で約1万1,700の民間事業所の約49万人の個人別給料を実施調査したということでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

そこまでの数字を持っておみえになるなら、さっき言ってもらわないかんですよ。それを聞いておるんですから。

全国1万1,700の企業、49万人の資料にもたれて人勸は判断されておるということであれば、そうしたら、全国には何百万の企業があるんですか。

私が言いたいのは、輪之内にも相当数の企業がございますよ。その企業の方の中身と、今、私たちが国の基準にもたれてということで審議をさせていただいておる部分と、それを比べたときにどう思われますか、自分の町の中を。自分の町の企業の方と、大手企業が輪之内はありますわね、二、三社は。中・小を入れれば相当数、商工会に聞けば事業所数は相当、100か200ありますが、その中で仮に無作為に抽出されてやったときに、こういう数字で国が国がおっしゃる部分と、本当の地についての企業さんのそういうところで働いておみえになっておる方との差をお考えになったことはあるかと私は聞いておるわけです。お願いします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

これまでの旧条例等の改正につきましても、国の人事院勧告に従って進めてまいっておりますので、今回も同様に進めさせていただいたということでございます。

どの民間企業を人事院が対象にするかにつきましては、人事院のお考えがございましたので、人事院のほうで適当な企業を示されて調査を行っておられるということでございます。

それで、繰り返しになりますけれども、町の職員の給料は、国いわく国家公務員に準じて定めなさいという指導がございますので、国家公務員の給料、すなわち人事院勧告を踏まえた給料に準ずるという形で行っておるところでございますし、今回もそのようにさせていただいたところでございます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第64号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第14、議第65号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長(兒玉 隆君)

それでは、説明させていただきます。議案書は39ページですので、ごらんいただきたいと思います。

議第65号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

こちらのほうの改正の趣旨につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正をされておりますので、輪之内町職員等の旅費に関する条例で引用している当該法律の条ずれが現在生じております。これを改正するものでございます。

新旧対照表は34ページをお願いいたします。

条例第11条の2の第8号の部分を改正することといたしております。従来、農業委員会等に関する法律「第29条」というふうにしてございますけれども、これが法律の改正によりまして「第35条第4項」に変わっておりますので、そのように改正をするものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(小寺 強君)

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第65号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第65号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第15、議第66号 輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案書の41ページをお願いしたいと思います。

議第66号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について。輪之内町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

では、本議案を御説明させていただきます。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されたことによりまして輪之内町税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主なものとしまして、特例適用利子と特例配当に係る個人町民税の課税の特例の新設の追加と、それに伴います条項の項ずれ、号ずれ等の字句の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明をさせていただきます。新旧対照表の35ページのほうをお願いしたいと思います。

今回の税条例の改正の趣旨と背景を申し上げます。

今回の改正と申しますのは、平成27年11月26日に日本と台湾との間で締結されました日台租税協定を実施するための国内法を整備するがための改正でございます。したがって、この条項の該当は台湾のみということでございます。

その経緯を申しますと、昭和47年に日本と中国が日中共同声明によりまして国交を樹立いたしました。それによって日本と台湾との間で締結しておりました日華平和条約の効力がなくなりまして、我が国と台湾との間は国交断絶ということで正式な外交がなくなりました。

それ以後、日本と台湾との関係は、日本国の基本的な立場としましては非政府間の実務関係として維持していくというものでございまして、その結果、日本と台湾との間では、国家間で締結する租税条約が締結できない状況で現在に至っております。

しかしながら、その間、日本・台湾の交流は次第に活発化しており、他国と締結しておるような租税条約を求める声が上がりがちで、今回の改正に至ったということでございます。今回の措置は、国家間ではないものの実質的な租税条約であるということでございます。

補足的に申し上げますと、租税条約につきましては、日本は既にアメリカ、中国、韓国など世界各地の国と締結をしております。その租税条約と同じような効果が、今回、日本と台湾との間で見込まれるということでございます。今回の取り決めによりまして、日本・台湾間の経済交流が促進されるということでございます。

なお、輪之内町には今回の該当はないということでございます。

35ページ、こちらが新旧対照表ですが、第19条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、こちらが35ページから、5つの項目をずうっとめくっていただきまして39ページまで続いております。この項目につきましては、先ほど申しましたように、平成27年11月26日に日本と台湾が締結した日台租税協定を実施するための国内法を整備するがためと。具体的にこのページに書いてございますのは、本来であれば総合課税としてかけるものにつきまして、課税の特例として、配当利子につきまして分離課税として軽減した3%で計算をするということが規定されております。

39ページの終わりのほうに第19条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては従来からあるものでございまして、前に今回の条項ができたことによりまして条項がずれたということでございます。

議案に戻っていただきまして、議案書の45ページ、施行期日につきましては、平成29年1月1日からということでございます。

2項はその経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

これももっと簡単なものだと思っておったら、非常に読んでおってもなかなか理解できないというような内容のものであります。非常にわからない言葉があったり難しい。

今、説明されましたけれども、そういう背景というものを口頭説明じゃなくて、これも書類で提出していただかないと、我々は執行部が出したことに何でも黙って賛成すればいいという考え方で執行部の方がおられるなら、これでいいかわかんけれども、本当に審議していただきたい、あるいは町民の方々に理解していただきたいというふうにするなら、もっとわかりやすい資料を提出していただくべきだと私は思うわけですが。これも議運でも何らそういう、口頭説明はありましたけれども、詳細な内容については理解できなかったわけですが、そういう国がやったことだから黙ってやればいいんだという考え方なのかどうかということ、まず最初に基本的なところをお伺いしておきたいと思います。

それで、具体的に聞きますけれども、初めて聞く言葉でわからないんですけども、特例適用利子、あるいは特例適用配当はどういうものなのか、これをわかりやすく説明していただけないでしょうか。

これが今回の日台条約というのか、日台協議というのか、知りませんが、日本は現在、台湾を一つの国というふうに認めているのかどうか。先ほど説明がありましたように、日中国交回復のときに台湾については中国の一部であるというようなことだったわけですが、それが今回、こういう条例改正をするということは、台湾というのは一つの国だというふうに対応していくのかどうかという基本的なところを、これも国の問題だと言われるかもしれませんが、それに基づいて町の条例を変えていくわけですから、その紛争に巻き込まれていくことになるわけです。

先ほど対象者は輪之内町にはいないということでしたので関係ないというふうに思われるかもしれませんが、今後、どういう形でそういう関係者が町内に来られるかわからないというようなときに、関係ないというふうには済まされない。そのために条例を改正するわけですが、そういったときにどうなのかということを思うわけがあります。

それで、第19条の2では本則の中では100分の6とあるのが、要するに26条及び26条の4の規定は100分の6というふうなんですね、それが100分の3になると、軽減することになるわけですが、こういう適用を受けるような人というのは普通の人ではないんじゃないですか。要するに、財閥とか、金をたくさん持っている人、我々庶

民には関係ないというふうに思うわけですが、その辺の考え方、ちょっとお聞かせ願いたい。

要するに特例適用利子、特例適用配当、これはどういう人がこれを受けられるかということをお教えいただきたいというふうに思います。

それと、今のが19条の2で、19条の3のほうでは条約適用利子、条約適用配当という言葉がありますけれども、これについてもどういうものか、どういう方がこういう恩恵を受けることができるのかということをお教えいただきたいとお願いします。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、お答えさせていただきます。

今、質問が大変たくさんありまして、順番が変わるかもわかりませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

一番最初に、日台協議で日本は台湾を一つの国として認めておるのかというような御質問が出ましたんですが、もちろん外交、防衛、通貨は国の専権事項でありますので、私どもではお答えすることができません。ただ、昭和47年に日中外交で国交正常化したときに日本国が台湾と結んだ日華平和条約は失効したと、台湾はそれを受けて日本と断交するという事実のみが現在に来ておるということでございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

それから、特例利子・配当はどのようなものかというお話です。これは、台湾から日本に送られてきた利子、配当について特例利子というわけでありまして、19条の3で森島議員が御質問されたことはどういうことかといひますと、日本が結んでおる国から送られてきたのが条約適用利子・配当でありまして、それと同じ名前をつけるわけにいけないので、今回、特例適用利子という名前で変えたわけでございます。

それから、国の言うことを黙ってやればよいかということではありますが、これは基本的に、さっき言いましたように、失効して以来、日本の国は台湾と中国、両方で民間の外交部みたいな、大使館がないので外交部みたいなのができて、そこと今回協定を結んだわけでありまして、通常、租税条約を結べば国会で承認されて、承認された後に、国には租税条約を結んだことによる特例関連法というのがありまして、所得税、法人税、地方税にはその効力が及ぶということではありますが、今回のものにつきましては、一応民間との協定でありますので及びませんので関連法をつくるということで、最初に言いました外国居住者等の所得に関する法律を根拠法として今回やらさせていただきます。

それから、19条の2と19条の3の中で2度森島議員が言われたことは、こういう適用を受けるのはお金持ちしかいないのではないかというようなことを言われたと思うんですが、これはそもそも所得税法、地方税法の所得に関するお話を少しさせていただきます。

すと、所得というのは10通りぐらいありまして、確定申告をされた方はよく知ってみえると思うんですけど、給与所得、不動産所得、雑所得、それから農業等をやられる事業所得等がございまして、これは普通、収入があつて必要経費を全部足して税金の率を掛けます。総合課税といいます。総合課税ばかりしていますと、やはりめったにないようなことは、それでいきますと住民税のほうはいいんですけども、所得税のほうは累進課税ですので、大変な税金がかかる場合もあるので分離課税というのを税制上つくりました。これが附則のほうで分離課税というのをつくりました。それを今回の特例利子も条約、以前からある条約ですが、日本に住んでみえる日本人の方も、今のところ配当利子については分離課税ということで税率が違っております。ですから、本則というのは6%であるが、分離課税にすることによって3%になるということでありまして、庶民の方もこの利子・配当等があれば適用を受けるので、森島議員が思つてみえるような金持ちだけということではございません。

というようなことでありまして、何とぞ税制を御理解していただいておりますと思つております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

国で決めたことだから、結局は仕方がないということになると思うんですけども、条例というのは、あるいは町民に対する行政からの課税権利というのは、条例化しないことには権利が生じないということだと思つてんですけども、仮にこの条例が認められなかった場合、これは上の法律があるからできるんだということになるんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(小寺 強君)

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長(田中 実君)

大変難しい御質問をされたと思つてんですけども、国の法律、それから地方の法律、そして自治体の法律というのがありまして、まず日本国は、国民に納税の義務を大原則でお願いしております。これは日本国民全員の責務であります。そして、地方税法で地方に納税やら賦課する権限を与えて、地方自治法で地方自治体の運営の中にそれを組み込んで、そしてその下に町税条例があるわけがございまして、法治国家としては上位法から下に流れてくるがごとく法律は来るわけでありまして、拒否すればできるかということを書いてみるのかと思つておりますが、課税権は形式的には輪之内町にございまして、本来は地方税法を体現しておるとございまして、何とぞ御理解を得たいと思つております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第66号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明を聞いておってもなかなか要領を得ない面がありますけれども、要は地方自治で本来だったらできるんだけれども、それは最終的には裁判をやれば負けるのかもしれない。けど、そのところはわかりませんが、日中関係を損なうようなことを国がやっておる、それに対して自治体も従っていかなければならない。

それから、大企業や資産家を優遇するような税制を国で決めた、それもそれに従っていかなければならない。町民が苦しむような、行政も国が決めれば、それに従って受けなければならない。今の制裁者はそういうことかもしれません。けれども、これはおかしいんじゃないかということは、やはり地方から声を上げるということも大事なことじゃないかと私は思っております。

そういった意味で、これは結局は資産家の財産運用で税金をまけてやる、そういう条文であって、私はこのようなものには賛成できないので反対します。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第66号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第16、議第67号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案書46ページをお願いしたいと思います。

議第67号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長。

では、本議案を御説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどと同じく法が改正されたことにより所要の改正を行うものでございます。

改正の主な点は、特例適用利子と特例配当に係る個人町民税の課税の特例の新設、それに伴う条項のずれでございます。

新旧対照表の45ページをお願いしたいと思います。

こちら町税条例と同じく、平成27年11月26日に締結されました日台租税協定を実現するための国内法の整備であります。

第10号、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、次にめくっていただきまして、11号、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、町税条例で御説明しました特例適用利子または特例適用配当を有する者に対して、当該特例適用利子または特例適用配当に係る所得を国民健康保険税の所得割の判定及び軽減判定に用いて総所得に含めるものでございます。

そのほかにつきましては、項目ずれによる改正であります。

議案に戻りまして、48ページ、施行期日につきましては平成29年1月1日から、2項はその適用区分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

ちょっとこれを読んでおるだけではわかりませんでしたけれども、この特例適用利子、あるいは特例適用配当に係る分についてはどれだけ優遇されるんだったか。何%から

何%になるとか、そういう優遇条件を教えてください。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

先ほどの町民税につきましては、本則でいう6%の税金が3%に変わったんですけれども、国保税につきましては算定基礎ですので、その所得があれば所得に足すということですので優遇ではありません。国保税を計算するときに所得割の中に入るといいますので、御理解いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

確認ですけれども、そうすると、特例適用利子があると、あるいは特例適用配当があると、その分が加算されるというふうに理解してもよろしいんですか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

もう少し詳しく説明させていただくと、配当があるとします。それが町税のときに言いました、配当が台湾から来た場合は総合課税になっておったと、それが分離課税になったと、横へいぎただけですので。加算されるというか、呼び方が変わっただけで、総合所得としては変わらないということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の説明、全く理解できませんけれども、要はこういう特例適用の利子とか配当があれば、それは普通の所得と比べて率が違うんでしょう。今言われたのは、同じ税率でこの所得を計算するんですか。今の国保税の課税基準額を算定するのに同じ、例えばそういう特例配当が10万円あったとしたら、10万円そのものが課税されるんですか。その辺のところ、例えば10万円あった場合に幾らが課税対象になるのかと。普通の国内でのそういう所得との違いはないのかどうか、あるんでしょう。今の説明では何かないようなふうに聞こえたんですけれども、どうですか。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

もう一度説明させていただきますけれども、まず町税のときにお話ししたように、所得は10通りありまして、収入と……。

(発言する者あり)

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

聞いてください。収入があつて、その次に必要経費を引いたのが所得になります。そして課税標準が出ます。課税標準を掛けるときに、町民税のほうでは普通でしたら6%ですが、特例配当は横へ行って分離課税として3%掛けます。国保税は、総合課税みたいに所得が入ってきまして、現在で言われている医療費であれば所得割が8.17%かかりますので、10万円あれば8.17%で同じくかかるということです。

(「何の特例もないということやね」と9番議員の声あり)

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

そういうことですね。

(「これは将来の目的は何ですか、優遇するための条例やろう」と9番議員の声あり)

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

いや、優遇ではなしに、その所得の名前が変わったので、単なる配当だけでよかったです。外国から来るのは条約適用配当、台湾関係は特例適用配当ということで、名前が変わったのでその種目をふやさなければならぬので、今回、名前を変えたということです。御理解を得たいと思います。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第67号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも先ほどの町税条例と趣旨は、今の説明だと何の特例もないと、優遇もないということですが、そうだったらこの附則の意味がなくなってくるんじゃないかというふうに思えてならない。これは私の理解不足かもしれませんが、いずれにしても、こういう適用を受けるのは一般庶民には関係ないことであつて、このような条例は必要ないというふうに思いますので反対です。

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第67号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後0時07分 休憩)

(午後1時08分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長(小寺 強君)

日程第17、議第68号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長(兒玉 隆君)

それでは、説明させていただきます。議案書は49ページでございますので、よろしくお願ひします。

議第68号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例改正の趣旨につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布をされております。この改正法は、一部を除きまして平成29年1月1日から施行されます。この法律の一部改正によりまして雇用保険法が改正をされ、改正される雇用保険法第37条の2第1項及び第59条を引用しております輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の49ページをごらんいただきたいと思います。

条例第17条の改正の部分でございますけれども、ここに雇用保険法、同法という書きぶりでございますが、第37条の2第1項に規定する「高年齢継続被保険者」という言葉が出てきておりますけれども、こちらのほうが雇用保険法の改正によりまして、新たに「高年齢被保険者」というふうに定義づけられましたので、それに合わせて改正することとしております。

それから、条例第17条の第7項の改正につきましては、雇用保険法の改正によりまし

て、従来の広域求職活動費に加えまして、就職の面接の際に子供の一時預かりを利用する場合の費用等についても支給の対象とすることにいたしまして、従来の「広域求職活動費」については、「求職活動支援費」という新たな制度として設けられるということでございますので、法律に合わせて条例の引用する部分について改正をするものでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第68号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第68号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第18、議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

産業課長から議案説明を求めます。

中島智君。

○産業課長（中島 智君）

それでは、議案書の51ページをお開きください。

議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について。輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例を次のように定めるものとする。平成28年12月9日提出、輪之内町長。

これは農業委員会法の一部改正に伴いまして、農業委員がこれまでの選挙制と市町村の選任制の併用から市町村長の任命制とともに、現在の農業委員の任期満了に伴った市町村から順次新制度へ移行することになりました。それと、農地利用最適化推進委員を新たに設置するというので、この条例を制定するものでありまして、委員の定数は、農業委員が14名、農地利用最適化推進委員が12名でございます。

それと、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則におきまして、施行日が平成29年7月20日。

それから、既にあります輪之内町農業委員会の選挙による委員の定数条例並びに輪之内町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、輪之内町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する条例を廃止いたします。

以上でございます。簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

基本的なことだけを1つお尋ねしておきたいと思いますが、旧来は公選と任命する併用制であったかと思うんですが、今回からは町長の任命に変わるということですが、その大きな目的、意味たるや何を意味しているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

まず、農業委員会等に関する法律の改正ということで、公選制から、法律の条項の改正に伴い、改正いたします。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この農業委員会の設置する目的は、これ何も書いていないんですけれども、農業委員の行う業務の内容とか、そういうことが一切何も書いてありませんが、これは農業委員会を設置しなければならない理由、目的とやる業務内容、これはこの法律に書いてあるのかどうか。書いてあるのだったら、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

農業委員会の業務といたしまして農地法の法令業務、それから農地法に基づく業務、農業経営基盤強化法に基づく業務と農地中間管理事業に基づく業務がございます。

あと、推進委員の業務といたしまして、担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の推進、農地利用の最適化の推進に関する意見書の提出という業務などです。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今言われたことは法律に書いてあるのか、どこにそういうのが規定されておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

農業委員会等に関する法律に書いてございます。

○議長（小寺 強君）

ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

7番 北島登君。

○7番（北島 登君）

第2条の委員の定数でございますが、農業委員は14人、推進委員は12人、これはそれこそどこかに書いてあるの。町で、自分のところで定めればいいのか、具体的に言えば20人でも10人でもいいのか。

それから、これの報酬は国のほうから出るんですかね、全額。

○議長（小寺 強君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

農業委員は上限14名、推進委員は上限12名ということで、上限は定められております。それから報酬ですが、これは全て国のほうの措置となっております。国のほうからこが交付金でもらいます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

7番 北島登君。

○7番（北島 登君）

ついでにお聞きしますが、その報酬の金額をちょっと教えてください。農業委員の報酬、推進委員の報酬、お願いいたします。

○議長（小寺 強君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

済みません、手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので委員会等で答弁させていただきます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第69号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって12月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号から議第60号、議第62号、議第63号及び議第69号については、12月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、

12月16日に委員長報告をお願いします。

○議長（小寺 強君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日には午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後1時20分 散会）

平成28年12月16日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成28年12月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成28年第4回定例町議会付託事件）

日程第6 議第70号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議第71号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議第72号 輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登

8番 森島光明

9番 森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 税務課長	田中実	危機管理課長	森島秀彦
住民課長	高橋博美	産業課長	中島智
福祉課長	田中久晴	経営戦略課長	荒川浩
建設課長	近藤豊和	教育課長	中島良重
土地改良課長	田内満昭		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は 8 名で、全員出席でありますので、平成 28 年第 4 回定例輪之内町議会第 8 日目は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 57 号、議第 59 号、議第 60 号、議第 62 号、議第 63 号、議第 69 号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 57 号、議第 58 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までとします。

2 番 古田東一君。

○2 番（古田東一君）

一般質問をいたします。

まず初めに、職員提案規程について。

輪之内町職員提案規程が昭和の終わりごろに制定されております。当時、工場誘致した企業が実施していた提案制度を参考に取り入れて策定されたものと聞き及んでおります。その企業は、現在では町に税収、雇用等で大変貢献を受けているようであります。

当規程が制定されてから 30 年ほどたちますが、職員からの提案が余りないようであります。何人かの職員に尋ねてみましたが、幹部職員以外、規程のあることすら知らないと答える職員がほとんどでした。執行部は、部下の教育不足ではないのでしょうか。

提案が出てこないのは、規程に問題があるのではないのでしょうか。提案採用者には町長が表彰することとありますが、首長の紙切れ一枚の表彰状だけでは余りにも意欲が湧かないと思います。

そこで、せめて給与の号給、等級を上げるくらいの配慮があれば、それなりの提案も出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

職員だけの提案に限定せず、住民からの提案も募る規程にしてはどうか。職員住民提案規程に名称を変更してはいかがでしょうか。

次に、職員採用試験についてであります。

本年度は4人もの幹部が定年を迎えると聞いておりますが、さまざまな性格の上司に仕えて気苦労も多かったこととお察しいたします。長い間のお勤め御苦労さまで、お疲れさまでした。いましばらく頑張ってください。

12月の広報に職員募集が掲載されておりましたが、ほかの記事と比べて目立ちにくく、一考を要すると感じました。パンフレット等にして広報に挿入していたら、目立ちやすく、見やすかったと思えました。既に別枠で職員2名が内定しているそうですが、職員採用実施前に、採用する受験者の年齢に合わせて年齢条件を引き上げ、採用が終わればもとの条件に戻したりして、いろいろあったと聞いております。これは明らかに縁故採用であり、公平な採用試験を行っていたとは申せません。こういった形で入った人材は、幾ら優秀であっても、いつまでたっても縁故で入ったと言われ続けなければなりませんし、当事者、職員のためにもなりません。同時期に受けた受験者は、初めから差別を受けていたこととなります。

現町長になってからは公平に採用試験が行われているものと理解しておりますが、事例のような話を耳にされたことはありませんか、お答えください。

次に、初めの質問と重なるかと思いますが、中堅・若手等の職員教育はどうなっているのか。条例、規定、規則等の勉強は自己任せなのか、お答えください。

当町の人口は、昭和を知らない平成生まれと団塊の世代の住民が3分の1を占める時代になってきております。職員採用は、大学卒出の人しか採用しない方針なのか。学歴だけで採用しているのか。職を求めている全ての人に採用受験機会を与えるべきと考えますが、いかがでしょう。

次に、各種委員報酬手当の見直しを。

今、議会に特別職、議員報酬等の議案が提案されておりますが、これ以外にも、例えば区長手当等もあります。輪之内町は25区ありますが、6万3,000円プラス戸数掛ける750円で計算されております。平均、年間十四、五万程度であります。月に換算すれば1万二、三千円で、おおむね議員報酬の1カ月分にも届かない1年間の報酬手当であります。仕事量の割に少な過ぎないか。

以前、私も区長経験がありますが、雑用から取りまとめまで、業務量は議員の比ではありません。行政をスムーズに進めるのには区の協力は欠かせません。

各種委員の報酬手当、日額も、今検討すべきではないか。適正額を出すのはなかなか難しいものがありますが、各委員さんにあってはボランティア精神で引き受けていただいている方が多いと思いますが、それに甘えることなく、各種委員に無記名でアンケートをとるのも一案ではないか。特に議員個人から無記名で意思表示を集めたらどうか。当事者以外の部門のアンケートをとるのも一考かと考えますが、いかがでしょう。以上であります。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

それでは、古田東一議員の御質問にお答えをいたします。

古田議員からは3点の質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、第1点目の職員提案規程についてでございます。

現在、当町の職員に対する表彰の規程としては、古田議員の御質問の中にありました輪之内町職員提案規程、そしてこれとは別に輪之内町職員表彰規程というのがございます。職員提案規程は、事務改善に対する創意工夫を奨励し、積極的な職務意欲を高めることを目的に、事務の合理化、事務能率の向上、経費の削減等に関する提案を職員がした場合において当該提案が採用された場合に表彰を行うものであります。

また、職員表彰規程のほうですが、これは職員またはその団体が職務に関して有益な発明、発見をなし、または技術上の改良、進歩発展に貢献した場合、または町行政の進展に多大の貢献をした場合、天災・事故等に関し特別の功労があった場合等に表彰をするものであります。

議員の御質問にございました職員提案規程に基づく表彰については該当がありませんでしたが、職員表彰規程による表彰につきましては、平成23年4月に町特産品開発プロジェクト事業において「豆乳リゾットジェラート」を開発し、商品化して販売にこぎつけた功績により、町職員食材開発チームが表彰されております。

この職員表彰規程による表彰対象者については、各課長等が功績調書を作成して提出することとしております。毎年、表彰担当課より各課等に対して該当者の有無について照会をし、周知をしているところでございます。

地方創生の時代とも言われている中で各地方自治体とも知恵を絞ることが当然のことながら求められておりますので、トップダウンだけではなく、ボトムアップも当然に必要であります。職員表彰制度に該当するような提案が数多くなされることを私も願っております。

なお、現在、職員については人事評価制度を導入しております。そのそれぞれの結果を勤勉手当や昇給に反映させておりますので、当然のことながら、被表彰者の人事評価においてはその考慮の対象としております。

なお、現在、職員の表彰規程が具体の分野を異にして2件ございますので、今後、職員にもわかりやすくするため、これらの一本化をしてみたいと、そんなふうを考えております。

それから、住民からもという御提案がございました。住民の皆さんから町の施策に対する提案ということにつきましては、現在、地方創生に関連して輪之内町まちづくり創

生アイデア募集事業実施要綱に基づいて提案の募集を行っているところであります。町内のみならず、遠方からも御提案をいただいております。各種施策に関するそれぞれのアンケート調査においてもフリーの意見を聞かせていただけるように配慮をしております。

続きまして、第2点目の職員採用試験についてお答えをいたします。

古田議員の御質問にあるとおり、今年度末で4名の職員が定年となります。また、来年度末には5名の職員が定年となります。また、再来年度には4名、しばらく定年を迎える職員が続く状況となっております。

現在、職員採用につきましては、定員管理計画に基づいて再任用希望者の状況を考慮しながら行っております。また、職員の募集に関しては広報紙が町内のみの配布でとどまっている、当然町の広報紙でありますから原則として町内のみの配布でありますけれども、職員の募集に関しては広く応募者を募るため、インターネットのホームページにも掲載をしております。

また、昨年から町で実施しております「就職・転職フェア」にも役場のブースを出展して、より多くの応募者の確保に努めているところでございます。

職員の応募要件に関してのお尋ねがございました。輪之内町の場合、採用する職員数もそんなに多くないことから、学歴別による採用枠を設けるといこともなかなか困難でございますので、現在は事務職の場合、大卒者ということにしております。なお、保育教諭や保健師等の資格を必要とする人材については、大学や短期大学の新卒者のみを対象にするのではなく、幅を持たせた年齢層を対象に募集をしております。最近の状況として、企業の募集が増加したためか、一度の募集では応募人員も少のうございます。したがって、岐阜県町村会が実施しております統一試験に参加する機会、これが年2回ございますので、これを活用して優秀な人事確保のため、統一試験の都度募集をし、内定者を決定しております。

なお、先ほど古田議員の御質問にありました別枠で2名が内定済みということでございますが、誤解が生じないように説明しておきますと、統一試験を受けた受験者の中で事務職として採用している内定者が現在2名であるということでもあります。

また、職員の年齢構成に配慮し、職務に民間のノウハウを生かしてもらうために経験者採用というのも実施をしております。この経験者採用について、現在、広報紙、ホームページで募集をしているところでございます。

職員の採用の要件について、これはその時々判断もあると思われれます。先ほど古田議員の御質問の中にあつた事柄については、私もその事実は聞き及んでおりますけれども、それはそれで当時の首長の一つの判断であつたんだろうと、そんなふうに思っております。

それから、中堅・若手等の職員教育に関しましてはOJT（オン・ザ・ジョブ・トレ

一ニング)、いわゆる現場での実習体験を基本としておりますけれども、それぞれの職責の段階において外部の研修も受けさせております。それからまた、外部団体が主催する研修メニュー、これも職員に周知をし、希望する研修を受けることができるように配慮もしております。

条例等の勉強についてのお尋ねもありましたけれども、これは当然に職員みずからが職務上必要なものでございますので、それぞれが自己研さんを図ることも必要かなど、そんなふうに思っております。

それから、第3点目の各種委員の報酬手当の見直し等についてお答えを申し上げます。

現在の各種委員等の報酬額については、行政改革により見直しが行われ、その額が今日に至っているものであります。

今般、同時期から据え置かれた議員報酬月額や常勤の特別職の給料月額についての見直しも提案しているところでございます。

今後、各種委員の報酬につきましては、適切な時期に見直していくことも必要だろうと、そんなふうに考えております。また、その際には、古田議員、先ほど御提案がありましたアンケート調査等も含めて考えるのも一つの方法かと思いますが、今後、適切な判断のできる見直しの方法についても検討してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上で、古田東一議員への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 古田東一君。

○2番(古田東一君)

ありがとうございました。

採用試験募集についてですが、給与についての記載がありませんでした。支給される金額はどうして算定されているのか、お答えください。

それから、報酬審議会の会議録をこの間うち委員会で見せていただきまして読みましたが、的を射た発言を多数散見いたしました。中でも、「若い世代にも目を向け、政治に参加しやすくするためにも、若い人が次期を狙って町政をうかがってもらえれば」というくだりがありましたが、私も同意見であります。議員報酬額は30万円前後とし、答申にあるように、委員会構成も考えて、委員長報告等は自分たちの手で作成し、忌憚のない意見、審査内容を報告すべきと考えます。定数も12名ほどに是正されるべきだと考えます。実施時期は、次の選挙が行われる31年5月以降ではどうかと。

次に、質問書には出してありませんでしたが、人づてにすぎやま工業が操業を始めたと聞き及びました。12月の広報に記事は見当たりませんでした。町が誘致した企業ぐらい広報に載せたらと思います。

また、誘致企業には当然税制面で優遇されている部分がありますが、固定資産税は1月1日時点が基準ですが、賦課課税額が徴収されるのはいつの時点からか、お答えください。

優遇税制は、土地の売却時点から数えるのか、創業時点からなのか、お答えください。以上です。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

私のほうからは、最初にございました採用した職員の給与についてお答えをさせていただきます。

ただいま御質問がございましたように、現在、経験者採用枠の募集を行っておりますけれども、応募してくる方のこれまでの経験年数等によりまして前歴加算等もしていく必要があるということでございますので、あえてといたしますか、どの年齢の方、あるいは何年ぐらいの経験の方が応募されるか、また採用を内定するかによって給与の額が決まりますので、あらかじめこの給与額であるという明示はしていないということでございます。

それから、議員さんの報酬の月額等について古田議員の個人的な御意見がございましたけれども、こちらのほうは今回の定例議会のほうに改正条例を出しておりますので、過日、委員会も開かれまして、そこで委員会としての結論も出ておるところでございますので、これについてはお答えのしようがございませんので、古田議員の御意見としてお伺いをしておくにとどめたいと思います。

それから、議員さんの定数についても言及されておりましたけれども、これは今回の議員さんの報酬月額と直接的には関係がございませんので、また議会の中でも十分検討をされてはいかがかというふうに思っております。

それから、すぎやま工業の件、これ……。

○6番（田中政治君）

議長、今の古田議員からの質問は、当初の質問の内容にないのにどこまで質問を許可しますんですか。そういうことだと、その他の質問、ありますよ、皆さん。その最初の質問内容……。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前9時22分 休憩）

（午前9時53分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

ただいまの古田議員の質問については、当議会の運営ルール上に、全文通告に当たりませんので、執行部は答えられる範囲でよろしく願いしまして、再開いたします。

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほどは優遇措置の話かと思imasるので、手元に資料等準備してございませんので、私の記憶の範囲内で答弁をさせていただきます。

企業立地奨励金につきましては、製造業、そして情報通信業を対象に土地、そして社屋、償却資産等、固定資産に対して、投下資産に応じて優遇措置を図るということでございます。具体的に言いますと、創業の日から次の年に係る固定資産税が賦課されるわけでございますけれども、それを一旦賦課して徴収させていただく。そして、その同額を企業立地奨励交付金として交付させていただくという奨励金でございます。

したがいまして、先ほど具体のすぎやま工業様というお話が出ましたけれども、企業誘致をさせていただいて契約をさせていただいたのが平成26年の夏だったと思imas。したがいまして、通常ですと27年から土地に関しては固定資産税がかかっておるはずでございます。操業につきましては、先般、28年11月に操業をされておりますが、これは完全操業ではない、一部のラインをもって操業ということになりましたので、29年度からかかる固定資産税、土地、家屋、そして償却資産の一部について賦課されるわけでございますが、3年間、29年度、30年度、31年度は、一旦賦課徴収させていただいて、その固定資産税、同額を奨励金として交付するということになろうかと思imas。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて質問をさせていただきます。

学校教育について。

近年、国際化や情報化、少子・高齢化など、社会環境や生活様式の急激な変化に伴い、高度化・複雑化するもろもろの教育課題が山積してきております。いじめ・不登校の増加への対応、ゆとり教育からの脱却による授業時間や学習内容量の増加への対処、ゲーム依存度による自然体験や生活・社会体験の減少への対応、多岐にわたる教職に対する学校での組織的な対応や子供と向き合う教育活動の展開、教員を支える仕組みづくり、特別支援教育の充実、ICTの活用など、複雑かつ多様な課題に対応することが求められています。これらを踏まえ、教育委員会制度の改革が行われ、町長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、町長と教育委員会が協議、調整して教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることができるようになりました。

そこで、本町の学校教育諸問題についての考え、取り組みについて質問いたします。

1. 土曜日授業の取り組みについて。

ゆとり教育による学力や学習意欲の低下、教育格差の拡大等が社会問題となり、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正があり、公立の小・中・高等学校において、教育委員会の判断で学力向上を目的として土曜日に授業ができるようになりました。改正の趣旨をどう生かすか、教育委員会の方針や学校の取り組みが問われています。

本町では、当初から土曜日授業は実施しないとの考えで推移してきましたが、土曜授業の実施市町が増加してきたことから、土曜授業等検討委員会を立ち上げ、平成29年度に向けて検討され、その結果、夏休みを短縮して半日授業を3日間実施する旨、一部の保護者に賛否をとられたようですが、どのようなお考えなのか、今後の展開についてお尋ねをいたします。

2. 中学校の部活動について。

学校の部活動は、生徒の生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりや、体力向上と健康の増進、豊かな人間性の育成など、心身の健やかな成長に必要であり、平成20年3月改訂の中学校学習指導要領では、初めて部活動が学校の教育活動の中に正式に位置づけられました。これは生徒の教育において部活動が大きな役割を果たしていることが認識されたものと考えます。

しかし、学校現場では、依然教員の自助努力に頼ることが多く、指導者不足や少子化による生徒数の減少等の問題が生じてきており、生徒が本来望んでいる部活動ができない状況があるのではないのでしょうか。

本町においてもサッカースポーツ少年団よりサッカー部の復活要望が再三出されているようですが、中学校では指導者不足、使用グラウンド、他部への影響等々の理由によりサッカー部の復活は難しいとの見解だそうです。しかし、困難な諸問題があることは理解できますが、スポーツ少年団から中学校の部活動への継続性が必要なのではないのでしょうか。現在、スポーツ少年団の中で一番多くの子供が活動しているのはサッカースポーツ少年団です。子供たちの才能を伸ばしていくことも中学校における部活動の重要な役割であるならば、そのための柔軟な取り組みが学校や行政に求められると思いますが、今後どのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

3. 戦争と平和を伝える教育について。

戦後71年が経過し、当時10代だった人は80歳を超え、20代だった人は90歳を超えました。戦争は、はるか昔のことになってしまった感がありますが、最近の領土問題を初めとする近隣諸国との摩擦、憲法改正や憲法解釈の変更など、国にとっても岐路に立たされています。改めて日本の進むべき道を考えなければならない今、過去の戦争体験を学ぶことは非常に大切なことであると思います。

しかし、戦争を知らない世代が圧倒的に多くなる中で、戦争体験を直接聞いたり、戦

時下の生活用品等を直接見たりする実感を伴った学習の機会が減少してきており、戦争体験の継承、平和の継承が危惧されております。

このような中、最近の新聞報道によりますと、岐阜市教育委員会が戦争体験者の話を年内に約70人分集め、動画保存して今後の授業に活用していく。大垣市の86歳の方がみずからの戦争体験を記録した本を自費出版して、子供たちに戦争の悲惨さを伝えようと、市内の全小・中学校と図書館に寄贈された。関ヶ原町今須中学校の3年生が今須地区での戦争体験者の声を聞くなど、調査した結果を関ヶ原合戦祭りにブースを出して発表した。愛知県碧南市の小学校長が赴任先の小・中学校で約20年間、校区内の戦争資料や体験者の話を題材に平和学習の実践に取り組んできたことで中日教育賞を受賞されたなど、各地でさまざまな動きが出てきており、その活動に対して大きな評価を得ております。

平和教育は教科書等による学習で十分という考え方の人も見えると思いますが、本町の教育現場において平和教育はどの程度行われているのか。子供たちが戦争体験を直接聞く機会がどのくらいあるのか。戦争と平和を伝える教育についてのお考えをお尋ねいたします。

4. 校務支援システムの導入について。

冒頭に述べましたとおり、学校教育においてはさまざまな問題が山積しています。その一つの要因として、教員の多忙化、長時間労働が常態化しており、事務的な業務に多くの時間が割かれ、本来、児童・生徒としっかり向き合い、きめ細かな指導・支援に当たるべき時間が十分に確保できていないことが指摘されております。

近年、教員の事務負担軽減の観点から、校務支援システムを導入している自治体が多くなっています。この校務支援システムは、個々の重複作業の解消や、点検作業、データの転記が容易になり、教員の事務負担が軽減されるだけでなく、児童・生徒一人一人の出欠状況、健康状況、生徒指導上の情報等が全教員で共有でき、不登校・いじめなどの早期発見、早期対応、さらには未然防止にもつながると期待をされております。

また、教員一人一人が心身ともにゆとりを持って児童・生徒としっかり向き合うことで、これまで以上に子供理解、家庭理解に立ったきめ細かな指導、支援が充実できるものと考えられています。

本町の学校教育においてもこの校務支援システムの導入は、諸問題の解決策として有効であると私はと思いますが、いかがでしょうか。

以上、輪之内町教育大綱に掲げられました「未来に夢と希望をもち、生きる力を育むふるさと輪之内の教育」の基本理念の実現を目指し、教育現場の複雑かつ多様な諸課題の対応に、より一層の力を入れて取り組んでいただきたいと思います。町長並びに教育長の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員の学校教育についての御質問にお答えいたします。

今般の教育委員会制度の改革においては町と教育委員会が相互に連携を図り、地域住民の意向を適切に反映する形での教育行政、こういったものを推進していくということとしております。それを実現するために、現在、町では定期的に総合教育会議を開催することとしておりますし、教育の目標や施策の根本的な方針について教育大綱というものを策定したところであります。

また、その大綱に基づいて、教育振興の諸施策を総合的かつ計画的に推進するために輪之内町教育振興基本計画の策定をいたしました。さらに、今日的課題であるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくために輪之内町いじめ防止等のための基本方針、こういったものを策定するなど、学校教育の向上、諸課題への改善に向けて、町と教育委員会が一緒になって取り組んでいるところであります。

さて、御質問の1点目、土曜授業の取り組みについてであります。

現在、学校関係者や教育委員会等で協議を重ね、来年度から夏休みを短縮し、半日授業を3日間実施する方向で進めておると聞いております。

今年度、小・中学校の全教室にエアコンを設置し、学習環境の整備を図ったところでありますけれども、夏休みの短縮を導入する大きな目的である学力の向上に、そのエアコン設置が役立つことを願っているところでもあります。

いずれにいたしましても、授業時間の確保策については、児童・生徒にとって何が必要なのかと、その観点から切れ間のない見直しというものが必要であろうと思っております。

2点目の中学校の部活動についてであります。

町教育振興基本計画の目標の中にも「たくましく心豊かな人づくりの推進」「スポーツの向上」等を掲げ、体力の向上と健康増進、豊かな人間性の育成を推進していくこととしております。

町内の状況を見ますと、各スポーツ少年団が活発な活動により優秀な成績をおさめております。子供たちの向上心を損なうことのないよう、継続してサポートしていくことは、私どもとしても大切なことと考えております。町としましても、御指摘の問題、課題を早急に改善する方策を探るために、スポーツ関係団体や総合型地域スポーツクラブ等々との連携を図ってまいります。

いずれにしても、子供たちにとってよりよいスポーツ環境を創出するために何ができるか、その観点から考えを深めてまいりたいと思っております。

3点目は、戦争と平和を伝える教育についてであります。

戦後71年が過ぎ、日本では戦争を直接体験していない方々が大半を占め、現在の平和が当然であるかのように考えて生活している状況にあります。しかしながら、御案内の

とおりであります。世界各地での内戦、民族紛争等々は、相変わらずの状況であります。まさしく、やむことがないというのが実情であります。

そんな現実を踏まえる中で身近な人々の戦争体験や当時の実情等を学習するということ、これ自体は戦争の悲惨さや平和について、子供たち自身がみずからの問題として捉え考えていくと、そういう上でも極めて重要なことであると考えております。

教育基本法の前文には、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」とあります。今後も、平和や命の大切さについて学ぶ機会、世界の現状について考える機会を設け、継続して平和教育を進めることが大切である、そのこと自体は多言を要しないと考えております。

4点目の校務支援システムの導入についてであります。

教員の業務量の増加による多忙化、長時間労働の常態化、これがいろんなところで問題となってきております。教員の本来業務に専念できる体制整備のために、全国的にも効率的な校務支援システムを導入するという方向性が明らかになってきています。町としても、このシステムが教職員の事務負担軽減や事務の効率化につながることを期待し、具体的に導入に向けて検討をしてみたいと考えております。

以上で、上野賢二議員の質問の答弁とさせていただきます。

なお、今後の教育方針等については教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

上野議員から学校教育について4項目の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目の土曜授業の取り組みについてであります。

全国の小・中学校で土曜授業が実施されるようになった背景には、平成10年度より始まった、いわゆるゆとり教育と完全週5日制の実施や、授業時数減少により学力低下を招いたことも一つの要因と考えられます。

子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、公立学校において設置者により土曜授業を行うことが可能であることをより明確にするため、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成25年11月に公布、施行されました。それに伴い、土曜授業を実施している市町もふえてきました。

輪之内町教育委員会では、今年度に入り土曜授業検討委員会を立ち上げ、平成29年度からの土曜授業の実施等について検討してきました。検討委員会としては、土曜授業を実施するのではなく、夏休みを短縮して2学期の開始を3日早めることとし、3日間は午前中の3時間授業とすると、また平成30年度以降はその都度検討することにしました。

土曜授業ではなく夏休みを短縮することについては、1つ目、学力向上のために授業

日をふやしたい、2つ目、土曜日に中学校では部活動の対外試合、小学校ではスポーツ少年団活動等で重なることが多く、全員がそろうことが難しいと、3つ目、町内の学校にエアコンが設置されたということが主な理由でした。

次に、検討委員会の方向について町内の小・中学校の教職員とPTA役員の方に意見をお伺いしたところ、多数の賛成がありました。

また、町内小・中学校の保護者にアンケートをとった結果、夏休みの短縮する案に賛成が86.7%、反対が13.3%となりました。

また、11月の定例教育委員会においていろいろ意見をいただきながら承認をいただいたところであります。

次に、2点目の中学校の部活動についてでございますが、輪之内中学校の部活動は、学校の教育活動として、仲間とともに運動や文化活動に取り組むことを通して体力の向上と健康の増進、豊かな人間性や社会性を育むとともに、より高い資質や能力を育成することを目標としております。

輪之内中学校では、現在、学校教育の部活動は10団体、社会教育の部活動は8団体あります。社会教育の部活動、これは保護者が運営をしております。午後7時から9時の時間帯に夜間練習を行っております。学校教育の部活動は学校の教師と社会人コーチが平日と休日に、社会体育の部活動は保護者と社会人コーチがつき、指導に当たっています。

平日は4日間を活動日として、休日は土曜日、日曜日のいずれかは休みとしており、1日の活動時間は半日以内とするなど、生徒・顧問の健康管理に配慮しております。

指導は、原則複数顧問による体制をとっています。このことは、生徒の事故、けが等の防止の徹底及び個に応じた指導に配慮するためです。

サッカー部の新設につきましては、複数顧問による指導体制が必要であり、現在、10団体の部活で手いっぱいであり、学校教育の部活動としての位置づけはなかなか難しいと考えています。

今後も、学校の部活動と保護者が運営する社会体育としての部活動の両者が連携をとりながら進めていきたいと考えております。

次に、3点目の戦争と平和を伝える教育についての御質問にお答えします。

戦後71年が経過して戦争を知らない世代がますます多くなる中、戦争体験の継承、平和についての教育は、地域社会に頼る部分が大きくなると考えられます。

その中で、現在の学校教育の実態についてお話しいたします。

小・中学校とも教科書等を使用して、社会科の学習を中心として指導しています。小学校6年生では、日本国憲法の3つの原則の中での平和主義や国際連合の加盟国としての日本の役割を指導しています。中学校でも戦争による甚大な被害や平和国家の樹立に向けた復興について学び、公民的分野で平和国家のあり方を指導しています。

また、国語科の教科書でも平和教材を使用しながら、戦争による悲劇、平和のとうとさについて学習し、みずからの考えを深める指導をしています。

この平和教材は、小学校3年生から中学校3年生の教科書に掲載されています。時期を捉えて学校図書館に戦争と平和に関する図書コーナーを設置するなど、文学作品や読み物資料を通して戦争や平和について考えることができる環境づくりも行っています。

特に本年度、中学校では、学校評議員さんから提供いただきました「被爆体験伝承講話」を全校に配布し、全校集会で戦争の恐ろしさや平和のとうとさについて指導しました。終戦記念日には半旗を掲げて、教育指導の一助としております。

今後も、ますます教科指導を充実させて指導の充実を図ってまいります。

また、生の声を聞いて学ぶ場は大変貴重な学びとなると考えますので、そのような機会を設けることも検討してまいります。

次に、4点目の校務支援システムの導入であります。どの学校においても教員の多忙化は深刻なものとなっており、時間外に長時間の勤務をしているのが現状であります。校務の多忙化の解消に向け、各学校でさまざまな工夫をしながら取り組んでいますが、十分な効果があらわれてきているとは言えません。

各学校において教員は、さまざまな校務の中で文書の作成に時間と労力をかけています。多くはパソコンを活用して、少しでも作業が効率化するようにしています。

しかし、現在使用している児童・生徒の指導要録と教育通信（通知表）において相互にデータがリンクしておらず、それぞれに必要なデータを入力して作成しております。

また、出席簿は、担任が毎日手書きで記入して、月末、学期末、年度末に集計し、管理職に提出したり、指導要録に転記したりしております。これもシステム化することにより、集計や点検作業が効率よくできます。

御質問にあったように、校務支援システムを導入することによって各帳簿類が一元管理できるようになりますし、成績等のデータの移行もスムーズに行えます。小学校と中学校の間でもデータの引き継ぎが容易に行えるようになります。このようなことから、教員の多忙化が少しでも解消されれば、上野議員さんが言われるように、教員が子供たちと向き合う時間がふえ、一人一人に応じたきめ細かな指導ができるようになると思われれます。

したがいまして、教育委員会としましては、校務支援システムの導入に向けまして検討していきたいと思えます。

以上で、上野議員の質問の答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

大変御丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、1点目の土曜日授業の件ですが、お話しございましたように、全教室にエアコンが設置されるということで、学校整備も今本当にお金をかけて整備しておるということでございますので、夏休みを短縮して2学期の開始を早めるということに関しては、非常に私も賛成でございます。

とりあえずといいますか、今後検討していくということでございますが、とりあえず3日間の短縮だということですが、土曜日授業を実施している市町では、おおむね月に1日とか、年間10日間というのが多いように思います。この3日間の短縮でそういった授業時数の増加に対して対処できるのかということのを再度お尋ねいたします。

それから、2番目の中学校の部活動についてですが、要はサッカー部の部活を、以前にあったんですかね。復活するということをお願いされておるわけですが、今のお話で、スポーツ関係が10の部があり、もう手いっぱいなんだということなんですが、私が思うには、その時代時代で、こういった運動、スポーツがはやってきたといったらおかしいんですが、非常にブームになって人数がふえてくるとか、そういったことに対応していくといいますか、ですから廃れていくスポーツもあると思うんですけども、部活動は固定じゃなくて、ある程度その時代時代のニーズに対応していくということも必要ではないのかなあというふうに思います。

サッカーは、今や岐阜県でもJリーグでFC岐阜、これは大変力を入れて、県下で応援して一生懸命やっておるというようなことで、サッカーは、今、野球を超えた国民的なスポーツになっておるということで、そういったサッカー部が輪之内中にはないと、何か非常に寂しい感じがしますね。たしか郡内は全部、ほかのところはあるんじゃないでしょうかね、そういうふうに思いますけど。そういった県が盛り上がっている中で輪之内にはないということは非常に何か寂しい感じがしますので、そこら辺も検討していただきたい。

社会的といいますか、地域のどういう対応になるのかわかりませんが、クラブとして対応するというようなお考えだろうと思うんですが、そういった場合に、これは輪之内中として郡とか西濃とかの公式の試合とか大会に参加できるのか、それで。せっかくやっても、そういった試合、そういう大会に出られなければ、全く子供たちの夢はしぼんでしまうということになるんだろうと思いますので、そこら辺もきちっと対応していただきたいというふうに思います。

それから、3番目の戦争と平和、これは非常に難しい問題ですね。平和教育というのは、いろんな思想とか政治的な要素も加入してきますので偏った教育をしてはだめだと思っておりますけれども、その体験を継承していくということは重要だろうと思っておりますので、多分町内にも戦争体験者というのは何人も見えるし、そうしたことをお話ししてもいいよという人が見えると思っておりますので、そういった方の調査、発掘をしていただいて、で

できればそういった生の声を直接聞くという機会をつくっていただけるように検討していただきたいというふうに思います。

それから、4番目の校務支援システムの導入についてですが、まずゆとり教育といえますか、先生がゆとりを持たないと前に進まないと思うんですね。先生が手いっぱいという状況ではだめだと思いますので、やっぱりこういったシステムがいいということではいろんな自治体を取り上げておるということですから、前向きに検討するということですので、それでいいと思いますが、輪之内町は、以前からといえますか、前からこういったパソコン等の導入も早くてICT教育は進んでおると。輪之内の給食もほかに比べておいしいと、非常にそういった定評がありますので、生徒も比較的落ちついておりますし、大きな問題もそんなにない。それから、地域の協力もいい。また、ICT教育も進んでおる。全教室にエアコンも設置されて教育環境も充実しておると、給食もおいしいと。そこに校務支援システムを導入して、教員にも優しいということになれば、先生方が輪之内へ行きたいと、どんどんそういった希望が出てくるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひともこれを導入していただいて、輪之内にいい先生といえますか、熱心な先生を呼び込むようなことにしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今、上野議員さんから御質問等がございましたのでお答えしたいと思っております。

3日間で教育効果が上がるかということにつきましてですが、実は西濃地区で大垣は27年度から年10回、土曜日、第1ですかね、3時間で年間30時間、今やっているということですが、垂井も同じように年間10回やっておりますし、神戸町は27年度は3回で、28年度は年6回やっておりますし、安八町は28年度は年1回で、29年度は3回と、30年度は5回というふうで、午前3時間授業ということでもどこもやっているようですけども、すぐに3時間、3日やって9時間になりますけれども、教育効果というのはなかなか確かめることはできませんけれども、長い目で見れば教育効果は必ずあると思います。

そういう意味で、ひとまず来年度は3日やって、それ以降はまた検討していくということで今進めていきたいと思っております。

1つ目は以上です。

2つ目ですが、サッカー部につきましては、今、10団体の部活動が学校のほうはありますので、サッカー部を入れると、また複数の指導者体制になっておりますので、なかなか配置するのも大変というのが現実で、しばらくちょっとまだ新設は無理かなあというようなことなんです。

それで、一遍また地域クラブ等の方とか関係者と今後の方向につきましていろいろ検

討しまして、新設につきましては、また考えていきたいと思っております。現段階としては、輪之内に社会体育としてのそういう受け皿というのがなかなか難しい段階ですので、そのように進めていきたいと思っております。

それから、3つ目の戦争と平和を考える教育につきましてですが、本当にお話を聞く機会をつくるということは非常にいいことですし、児童・生徒にとりましても大変大切なことだと思っておりますので、また町内のお願いできる方を探してそういう機会をつくっていきたいと思っております。

それから4つ目ですが、校務支援システムの導入につきましてですが、現在、パソコンを使って成績処理とか、いろんなことをやっておりますが、個々にばらばらの状態で、担任が使いやすいソフトを使って現在やっておるといような状態です。そういう意味で、これがシステム化できて一元化できるような、そういうシステムがあれば大変能率も上がっていくと思っております。これも今後検討していきたいと、今思っております。以上です。

(1番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

1番 上野賢二君。

○1番(上野賢二君)

今の御答弁の中で中学校のサッカー部の件なんですが、やはり難しいということで、地域スポーツクラブとして対応していくというような方向だろうと思うんですが、前に申しあげました西濃大会とか公式の試合に輪之内町の代表として参加できるように、その分だけは何とか対処していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

あとについては大体前向きな御答弁でございますので、よろしく願いしたいと思います。

いずれにしましても、大綱にうたってあるように、児童・生徒が未来に夢と希望が持てるように、学校現場の声を聞いていただいて、さらなる学校教育の充実に向けて努力をしていただきたいということを切にお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

教育参事 松井均君。

○教育参事(松井 均君)

今、御質問がございましたように、中学校のサッカー部の件でございますけれども、答弁は教育長が申したとおりでございますけれども、今後の展開としてどうなるのか心配な部分は、中学校のあれとしていろんな大会に出ていけるのかどうかという御質問です。その辺につきましても、関係機関と連携をとって、どういうふうになっていくかと

いうことを考えていきたいというふうに思います。当然、我々としては出られる方向で何とかしていきたいなというふうな思いを持ってお話をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

議長さんの許可をいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

12月に入り、霜が降る季節となりました。稲の取り入れも済み、小麦の播種も終わりに近づき、新しい年への種まきも順調です。

今年の水稲の作柄は、9月の多雨の影響で思ったより収量がなかったとの声が多く聞かれます。自然の恵み、自然の怖さが感じられます。

今回は、公共バス関係と農地・水路の整備、保全について質問をさせていただきます。まず1番目、輪之内町の公共交通について。

デマンドバスが平成27年1月より運行開始となり、年々利用者が増加し、60歳以上の方の利用が利用者全体の63%以上あるとのアンケート調査の結果でした。最近が高齢者による重大な事故が連日のように報道され、社会問題の様相を呈しています。若いドライバーなら防げることも多いと思われれます。早目の対策が必要になってきます。

その中で特にデマンドバスが導入された、大きな意義があると思います。交通会議でも多く話し合いが持たれ、利用者増に向けて議論が活発なことは大変重要です。デマンドバス住民アンケート調査によると、13%の人が利用したことがあると回答していますが、利用したくてもできない方が多くいると思われれます。

以上のことから、住民の足としてますます重要となってくるバス運行のあり方、方向性について、町長の考えをお尋ねします。輪之内線、羽島線、デマンドバスの3形態をうまく組み合わせての運行。

次に、農地の整備、水路の整備、保全管理について。

町内において再ほ場整備も多く行われ、早いところでは完成後20年近くが経過しようとしています。近年、畦畔の傷みが激しく、農地・水・環境による保全修理も行われていますが、追いつかない現状となっています。

また、再ほ場整備が終わっても、今なお暗渠排水が実施できない現状、特に中郷新田地区、先般亡くなられた浅野常夫議長や私も複数回質問させていただきましたが、前向

きの検討のみで、いまだに実現していませんし、立ち消えの様子です。

過去に大きな問題があったと思いますが、解決したのであれば、当然のごとく排水対策が行われなくてはいけないと思っております。地域の農業者は大変困っております。どのようにしたらできるのでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

また、畦畔の激しい傷みについてどのように進めていかれるか、お考えをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えをいたします。

2点の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目のバス運行のあり方についてでございます。

輪之内町の公共交通につきましては、平成15年に近鉄バスを輪之内町文化会館まで引き込み、さらに輪之内町から岐阜羽島駅への自主運行バス「輪之内羽島線」の新設を決定いたしました。

その後、幾度かの新設、廃止、改編を重ね、先ほど御質問がありましたように、平成27年1月から、利用者の多い朝夕は定時定路線バスで、利用者の少ない昼間帯はデマンドバスを運行するという町独自の運用で、町内の交通空白区域の解消とバス利用者の確保を図ってきたところでございます。

バス停の設置を含めバス路線の選定につきましても、各区や老人クラブの皆様にご検討いただき、地域公共交通会議を経て決定するなど、町民の皆様にとってよりよい便利な公共交通を目指してまいりました。

現在、大垣駅と当町をつなぐ輪之内線は、終日の定時運行としております。岐阜羽島駅と当町を結ぶ輪之内羽島線と隣接する安八町と海津市へのアクセスを確保する南北線については、朝夕の定時運行と昼間帯のデマンドバスでの随時運行と、そんな状況になっております。

現状を見ますと、輪之内羽島線、南北線ともに通勤・通学の足として多くの方に御利用いただいておりますし、デマンドバスにつきましても、利用者は右肩上がりという状況になってきております。

今後におきましては、定時定路線バスのバス運行とデマンドバスを組み合わせ、隣接地域との交通ネットワークをいかに確保していくかと、そういう意味でそのネットワークを完成させていきたいと、そんなふうに思っております。

利用者の利便性向上を今以上に進展させて利用者をふやしていくことが、各年代を通じた移動の自由の実現のためにどうしても必要なものと考えております。

そのために、運行についての町民・利用者アンケートを実施し、その要望から平成27

年度、28年度に、それぞれ各4カ所のバス停も増設したところでございます。

また、デマンドバスを含めた自主運行バスの第三者評価も毎年度実施し、その効果の検証も行っております。

今後も、町民・利用者の皆様の声を聞き、できることから実行に移し、さらに利用しやすい、いろんな考え方がありますので何をもって利用しやすいかという、その多数意見をいかに集約していくかということが今問われていると思いますので、それらを漏れることなく吸い上げながら、さらに利用しやすいバス運行に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の農地の整備、水路の整備、保全管理についてお答えをいたします。

土地改良事業は、御案内のとおり、農地の生産基盤を整備することにより農業生産性の向上や営農条件の改善を図るものであると同時に、整備された農地や施設を長期にわたり保全管理をしていくという役割を担っております。そういう意味では、整備と管理という2つの側面を有しているのであろうと考えております。

整備につきましては、平成元年から農地の大区画化、いわゆる再ほ場整備を県営で実施しております。これまでに耕地面積の約4割となります450ヘクタールほどの整備を行っております。今年度からは土地改良課を新設し、新たなほ場整備事業推進のため、楡保北部地区において地元との合意形成を図りながら、現在、事業計画案を取りまとめている状況でございます。

また、再ほ場整備を実施していない地区については、平成24年度から水田の畦畔除去や均平化による簡易な整備を県営で実施しております。これにつきましては、現在までの実績は142.1ヘクタールということになっております。

今年度につきましては、西濃3期地区輪之内工区第8期工事として福東北部・南部地内の約11ヘクタールの整備を行っております。

この簡易な整備につきましては、草刈りや障害物除去など農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが求められているところでございます。

一方、管理につきましては、土地改良法に基づく事業として福東輪中土地改良区が行う農業水利施設等の管理に加え、農家自身による草刈り、水路の泥上げ等が現在行われているところでございます。

ただ、福東輪中土地改良区による管理というのは、当然のことながら賦課金を財源としておりますので、農業者の御理解と御協力が前提として不可欠ということでもあります。

また、近年では農地・水路等の地域資源の保全管理を非農家である地域住民も参加する形で環境保全の側面から支える活動、これが一層重要になってきていると思われまます。よって、基本的には農家が行う畦畔等の定期的な点検や損傷による簡易な補修につきましては、農地・水・保全管理団体においても実施していただきたいなど、そんなふうを考えております。

また、構造物の激しい損傷のために補修が必要な場合、これがなかなか今大きな課題になっておるとおもいますけれども、これにつきましては、用水路については福束輪中土地改良区が、それから排水路については町が窓口となって対応策を講じていきたいと考えております。

これらを踏まえて、今後においても計画的な整備を進め、農業者の自力施工や農地・水・保全管理団体の活動とあわせて長期にわたる管理というものを持続してまいりたいと考えております。

それから、既に再ほ場整備が完了している中郷新田地区の暗渠排水の件であります、現在実施している西濃3期地区の均平化工事が平成29年度で完了予定であります。平成29年度の県農業農村整備事業管理計画というのがございますが、これに暗渠化工事も採択されるように県に要望していくこととしております。

以上で、田中政治議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

バス路線関係、公共バスのことについては、朝夕は定時バス等によると、そのほか昼間帯はデマンドでカバーするんだという御答弁でありましたんですが、今回、特に私が質問の中で取り上げたいデマンドバスの内容については、アンケートを見ている限りでは非常に順調にいつているというふうに捉えられやすいんですが、本当の意味のデマンドバスの目的は何であるかと。要するに、一番私が問題になるのは、きょうも議会へ出席させていただくのに、来るときはいいんですが、帰るときは4時30分で運行がとまると、このことが利用者、私以外の町民の利用者の中に大きな問題があると。

何が言いたいかといいますと、一例を挙げて言いますと、私、仕事の関係上、私は藻池新田に住んでおりますけれども、福束新田とか中郷新田のほうへもいろんな関係でお邪魔しておるんですが、あるときに、これは中郷新田の方ですが、そこの方はお二人で住んでおみえになります。当然農家ですが、俗に言う老老介護、おじいちゃんは90歳を超えておみえになって、おばあちゃんは80歳を超えておみえになります。息子さんは御不孝がありまして御家族の方はお見えになりませんという、非常に外から見るとお気の毒な、お気の毒というのは言葉が適切かどうかわかりませんが、非常に難儀されている方であります。

そんな中で、おじいちゃんが施設へ入っておみえになりますので大垣から帰ってみえました。そのときは11月の下旬でしたが、6時か6時30分ぐらいだったと思うんですが、もう既に暗く、小ぬか雨が降っておりました。そんな中で、前にお邪魔したときにはお見えでなくて留守でしたが、家へ戻ろうとしたときに、前からこうも傘を差して歩い

て戻っておみえになりました。ライトでふっと見たら、そこのおばあちゃんでした。

「おばあちゃん、どこへ行ってみえたんですか」と聞いたら、今言ったようなことをおっしゃられました。で、私が言いたいのは、大垣からバスで文化会館まで乗ってきた。そこから先は誰も呼ぶ人も頼む人もいないので暗がりの中を歩いてくる、そういう状況を見たときに、デマンドバスがこういうときのためになぜ運行されないのかと。比較的健常者の方で自分の体で動ける人が主に利用されやすいところであって、これは家庭の事情で非常に、老老介護といいますと、これからは高齢化社会ですのでますます多くなるのではないかなという中で、うちのデマンドバスのシステムが4時30分で終了してしまうというところに私は一つの問題があり、それが大きな解決の道につながるのではないかなというふうに思っています。

先ほどの新聞等によりますと、大野町ですが、これが載っておりました、デマンドタクシーですね、ここは。デマンドタクシーとか、タクシーチケットを出している、これは高齢者運転、先ほど言いました高齢者による交通事故が非常に多いと。自主返納された方についてそういうチケットを配っておるんだということが、輪之内町でも利用券等が100円で半額補助しているんだというふうになっておりますが、いかんせん、車に乗っておった人が車をおりたからといって何がそこまで不自由でしょうか。免許のない人は、ずうっとそんなようなものが当たり前でやっておりますよ。特別なことじゃないんですよ、免許を返納されても、それは自分のためですよ。それをなぜ行政がもろ手を挙げて、早う返納せないかん、返納せないかんというふうに、そしてこうやって補助をしましょうとか、そうじゃないんですよ。本当のところは免許のあるなしにかかわらず、こういった老老介護という典型的な一番難儀をされておるところに、やっぱり救いの手、温かい心、気持ちを差し向けられるというのが血の通った行政じゃないですか。表向きだけではどうにもなりませんよ。

通勤にしろ、通学にしろ、今までなかったらなかったように、ちゃんとその関係している家族なり何なりがいろんな方法をもってしてそれをやっているんですよ。そういうこともできない人に、私はこのデマンドバスというのをうまく活用できたらどうかなと、そこら辺を特に誇張して今回の質問はさせていただいていると。

このことを、先ほどの古田さんじゃないですが、最初に言おうとすると非常に長くなりますので、言葉で言うのと書くのとは大変ニュアンスも違ってきますので、あえてデマンドバスというくくりの中の本当の意味を、私は今ここでデマンドバスの運行について御提案申し上げ、その問題を町長さんから、またその関係の課長から、この交通会議の様子も聞きながら御答弁をいただきたいというふうに、この分は特にピンポイント、的を射た答弁をいただきたいと思っております。

それから、水路の保全管理ですが、これは農地・水・環境の補助事業をやっておるところでは、通常の半額の10アール当たり2,000円だと私は記憶しておりますが、10ア

ル当たり2,000円、5,000円でも幾らでもいいんですが、農地・水・環境は農地の保全、環境保全も全て含んでおりますので、農地整備のみに使うわけではないですね。資源保全会が中心になって計画を練られて、その中で事業が実施されているということでございます。

それで、近年、先ほどから質問書にありますように、畦畔の傷みが非常に激しい。長いところになりますと、私の預かっておるところでもかなりの量です。それを直そうとしても、そんなスコップとか一輪車の力で直せるものではございません。私、内容は太っておりますけれども、小っこいもんで、草刈りをやっておりましたら、すっぽりはまってしまうと、今にその上から大きな草刈り機がのしかかるようで、運がよかったといえますか、けがなしで何とか脱出しましたけど、それは水路の3枚当ての底まで抜けていると。ただ単に30センチや40センチの小っちゃな、小っちゃくないんですが、その穴があいておるというレベルの話をしておるわけではございません。それがあく前には防災で覚えた月の輪工法的なものを、砂を袋に詰めまして砂袋をつくりまして、ぐるぐるっと前もって補修して、その畦畔から水が漏れないようにやっておるんですが、明るく日行くと、そいつも一緒になってすぽんと落ちてしまっておるんですね。ますます大きな穴になっているんです。

今年の場合、一例を言いますと、うちの組合の中では、一つの穴に2トンダンプで1車泥が入りました。そのぐらい大きな穴です。大体想像がつくと思いますが、当然人力ではできませんのでユンボもお借りして田んぼの中へも入れました。入れてそこだけは何とかとめました。そういうような、かなり大がかりな保全、修理をしなくてはならないという部分が結構ある。その前兆としては、全体に畦畔が痩せてきて、柵板の後ろはすかさずかになっていきますのでよくわかります。ああ、ここももうすぐ危ないな、やっていかないかなんということがわかりますが、それをやるにしても、今度かなりの泥が必要になってきますよね。

ですから、そういった関係も含めて、やっぱり先ほど町長さんの御答弁ですと、排水のほうは町のほうで考えなくてはいかんのかなあ、大がかりなものはそういうことになるのではないかなという、なるとはおっしゃってみえませんが、できることは自分たちでもやりますけれども、そこまでいきますと、もうお手上げ状態になります。私の組合は、たまたま土建屋さんがおりますので、その重機をお借りして早目に修理等も可能なんですけど、でも、それも限界があります。

今年も3月、4月にかけて、前もって危ないところはみんな、50カ所ぐらいは全部後ろに、黒いあぜ波の丈夫なやつですけど、そいつを2メートルぐらいずつの幅で全部当てて予備的にやりましたが、それでも追いつきませんでした、結果として。で、非常に米づくりには難儀をしているという、それは一つの例です。

それからもう1つは、中郷新田地区においての暗渠排水ですが、これがずうっと長ら

く、やってもらえんか、どうしたらいいんや、どうしたらいいんやということはずうっとやってきましたけれども、前向きに考える、いや、こんなようなやり方もどうやろうかなあとこのところまでの話はいただいておりますが、それはあくまでもそういうお話であって、それが具体化したことは何一つないんですね、この件については。

これのネックになっているのは、多分県のほうもいろんな今までの経緯の中で、さわると問題になるんやないかなあとか、いろんなことがあるかもしれませんが。私が聞いたわけではございませんが、現実できないということがそういうふうかなというふうに思っても、これはいたし方ない。地元は非常に難儀しております。地元から出たことで地元の人が難儀するのはしょうがないという、以前はそういう気持ちも少しはありましたが、もう20年以上、ここまでこうやってくるとそんなことは言っておられませんよね。

産業課長もいろいろ、町長さんと一緒になって骨折ってくれているということは重々わかっておりますが、それでも遅々として動かないのは、今、答弁でありますと、平成29年に均平事業が終わったときに、また申請したらどうやという、それは一つの提案であろうかと思うんですが、過去にも加納喜代孝課長さんがお見えになったときも、何か違った、こういうことをやったらどうやろうかとか、そこら辺の話はその都度その都度あったんです。ですが、あっただけで何も進んでおりません。このことについて、町のお考えのみならず、経過の中で県のほうもどういうお考えで、県営ほ場整備事業でやった仕事ですので、その中であそこの地域だけが暗渠排水が抜けていると。これは木野町長さんが町長さんに御就任される前のやにこい話があるんですが、でも、その後を継いで町長さんにお世話になっておる限りは町長さんにも何とか打破していただきたいということで、どうやったらいいんだということをもう少し踏み込んだ。平成29年に次の申請をしたらどうかと、申請しても、今までやってきたけど、それはだめやったんでしよう。でも、だめやった理由がわかれば、またそこにも一つの考え方が出てくるのかなあというふうに思いますので、そこら辺のこともお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

2点御質問いただいて、2点の再質問をいただきました。

最初に感想から申し上げますと、いろんなことを新しくやればやるほど、また次の課題が出てくるのかなと、これは疑問なりお叱りではなくて、もうちょっとたくさんやってくれよという励ましのお言葉として、その前提でお答えをさせていただきます。

デマンドバスについては、まず定時定路線のバスの維持が難しくなっている状況の中でどうすればいいんだと。各地の状況を見ておると、完全にデマンド型のバス、タクシーに移行するものと、定時路線のみで衰退するのを待っていると、両方あるんですけれ

ども、これはやっぱりいいところどりしてでも、とにかく新たな交通体系をつくらないかんだらうということで、はっきり言ってデマンドと定時運行バスの組み合わせというのは余り例がなかった段階で、そういうことを私どものほうから御提案して実現に至りました。

そういう経過があるということだけ御承知おきをいただいて、先ほど御質問というか、こういうところが問題だという御指摘をいただきました。今、確かに4時半までという時間の制約の中で、行きはよいよい帰りは何とかという、そういう状況が一部に生じておるといふことも、数はそんなに多くないと思いますが、聞こえてきています、正直言って。だから、それをどうするんだということは一つの大きなテーマになろうかと思えます。それを地域公共交通体系の中でカバーする、もしくは、いわゆる福祉タクシー的要素をそこに複合的に組み合わせていくのか、そういったことをもう少し深掘りをする中で、具体の解決策、これは幾ら言葉を尽くしていても、そういうことについて方策がない方にとっては言葉を連ねても何の解決にもなりませんので、具体的にどうすればということを検討して、結果を出していきたいなと思っております。

ただ、これは逆に言うと、いずれにしてもお金がかかる話でございますので、そのお金について議会を初めとする皆様の御理解が得られるかどうかということですので、議会の御理解を得るための方策以前に、地域公共交通会議の中でその問題を具体的にどういう位置づけでやるべきなのかということについてお話をさせていただきながら方策を探ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

それと水路に関しましては、そんなに大きな認識の違いはないと思っておりますので、具体的に大がかりな資本的投下を要すると思われるような維持の段階を超えたものについて、どうしていくんだということについてクリアにお話をする時期に来ているんだらうと。私としては、先ほど用水については福東輪中土地改良区、排水路関連については町、具体的には建設課、もしくは土地改良課が窓口になろうかと思えますけれども、そちらで具体の検討をしていくきっかけとして申し上げたということでございます。

それと、中郷新田地区の暗渠排水の関係についてでございます。ちょっと今現在、県当局がどこまで具体的に踏み込んだお考えかを、私はまだそこまで承知しておりませんが、ただ、中郷新田地区の暗渠排水について、私、さっき申し上げましたように、平成29年度に申請というか協議をするよということの意味は、正式に協議をすると、私の理解の中ではそういうふうには思っておりますので、今までは協議をする前提でいろいろお話ししている中で、なかなか難しい問題があるよというお話だったと思います。でも、これは基本的に、いわゆる正式に協議をする中で議論を重ねてまいりたいと、そんなふうには思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（小寺 強君）

住民課長 高橋博美君。

○住民課長（高橋博美君）

デマンドバスの目的は何だったのかというところからでございますけれども、デマンドバスを運行させる前につきましては、定時定路線等で空車のバスが走っている状況がございました。その時点でも、これを何とか利用者をふやせないかということからデマンドバスの運用ということになったのが背景でございます。

時間を延長することによって、今、バスの運行経路というものがございます。輪之内羽島線、また南北線等におきましても、午後4時半で切りかえておりますが、このバス路線が重複するということはできませんので、デマンドバスを延長するのであれば、南北線、また輪之内羽島線のほうを廃止、もしくは時間変更等をしなければならないということにもなってきますし、バスの運転手等の兼ね合いもございます。デマンドバスが運行していれば、その間はオペレーターも同じように勤務をさせなければならないということで今運用しておりますが、延長によりましてオペレーターもまた延長になると。そうしますと、今、保健センターのほうで予約センターとして利用させていただいておりますけれども、ここは5時15分で閉鎖となります。それ以降にデマンドバスを運用しますと、その予約センターをどこに持っていか、また場所的なこと、人的な面につきまして、いろいろ問題とか調整が必要になってまいります。費用的にもそうでございますが、まだどれだけのそういった困った方のニーズがあるかということと、その費用対効果もあわせまして、今後の住民アンケート、また利用者のアンケートを通しましてその要望を把握し、それらを公共交通会議の中で、また検討課題として御協議いただきながら、よりよい公共交通に努めてまいりたいと思います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

3回目の質問ですので簡単にしたいと思うんですが、今の住民課長さんの御答弁ですと、この予約センターにしても5時15分で終わってしまうので、その時間を延長したりすると、それに対してまた経費もかかるし、その運用するについても人的な問題もあるということだと思っておりますが、今、輪之内町は延長の窓口は何時までやっておるんですか。その中で7時なら7時まで対応できるのであれば、その課で。

私が言いたいのは、全ての電話の方にデマンドバスの利用が延長を目的としてやってくれと、そこまで言っておるんじゃないですよ。

現在も3日前までの予約が可能ですよ。予約することによってその運行時間を変えていただく、中身を聞いて。その場合には基本は、特に私が問題にするのは、こうやって老老介護とかという非常に厳しい現場で生活されておる方に対する一つの思いやりを、

やっぱり町が今の費用対効果とか、そんな言葉で一蹴していいんですか。費用対効果なんかどうでもいいんですよ。そういう難儀をしてみえる住民がお見えになるということに、きちっと目を向けていただくことが大事だと僕は言っているんですよ。ほかの人は、何らかの方法をとってでも目的地へ行ったり帰ったりすることができるんですよ。その方たちはバスからおりたら歩くしか仕方がないんですよ、暗くても、雨が降っておっても、風が吹いておっても、寒くても暑くても。そんな中でそういう姿を見たときに、これからますます寒くなりますよ。病院を6時に出てきて、バスに乗って6時30分か7時近くになって文化会館まで戻っておみえになります。その先は、もう歩き一本やりですわ。何で昼間にデマンドバスという便利なバスが運行されておるのに、その方の近くにバス停はありましたが、運行していないために利用できないだけです。

うちのおばあちゃんも90歳で、今は元気で自転車に乗って、きょうは金曜日ですが、あしたは土曜日ですので、ちょっと平田町まで自転車でコーヒーを飲みに行ったり、おしゃべりに行きます、毎週です。そんな中で、この間、5時になっても帰ってこない、えらいこっちゃぞと家から電話がかかりました。そりゃあえらいことや、はや暗いですよ、5時、今は。みんなして大捜し、やあやあやっておりましたら、おばあさんが帰ってきました。何食わぬ顔です。何かあったかという顔をして帰ってきましたが、そのときはよかったというよりも怒りが先に出て、「何やっておるのや」と言って力んでしまいましたが、家族といえはそういうもんですよ。費用対効果じゃないんですよ。

その地域を預かっておみえになる福祉の方とか、区長さんとか、いろんな方に、この地域にはそういう方がお見えですか、どうですか。そういう方のみでも結構なんで、特別町長さんがお認めになる場合のみ、そういうことを前もって3日ぐらい前に、スケジュールを1週間前、そこら辺までのスケジュールの聞き取りをされたときにそういうことが可能で、していただけることにならんかどうかと。

あと、その重複するとかしないとか、なら重複しないようにタクシーにしやあいいんじゃないですか。デマンドバスというバスという名前を使うから、重複したら路線はどっちかんぞ廃止にせないかんとか、そういう問題でしょう。

ですから、本当にその事柄に目を直視できるかできないかということが僕は一番の問題であると。費用対効果なんてどうでもいいんですよ、そんなに金がかかるわけがないんですから。

今、住民課長がおっしゃったとおり、輪之内町にそういう方が何百人もお見えですかね。お見えじゃないでしょう。本当に限られた方でしょう。でも、限られた方だからといって、その人に、なら誰が手を差し伸べられますか。だから、そういうことをもう少し温かい気持ちを持って血の通った行政を、町長さんを中心に、そういう方が見えたら相談に乗るよということがなぜ無理なのかと。交通会議にかかって、交通会議がノーと言ったらノーなんですか。交通会議が全てじゃないでしょう。町会議員は何のためにい

るんですか。住民の声ですよ。

僕はそういうことを言われると一番腹が立つんですよ。一定の団体に投げて、そこで答えをもらったことが全てだと。町議会議員は何のためにいるんですか。こうやって町長さんや執行部の皆さんと膝を突き合わせて質問させてもらったり、協力させてもらったり、いろんなことで何とか地域の住民の皆さんのためになるように少しでも、少しでもというところで私たちはそのためにやらせてもらっておると思っております。そんな中で、ちょっと言葉はきついですが、もう少し今の点についても答弁いただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問をいただきました。先ほどもお話ししたとおり、デマンドバス、それから定時運行のバスだけで対応できない部分というのは当然出てくると思います。ですから、ほかの方法も含めてと申し上げたことの意味は、やっぱり福祉タクシー的な要素も含めて、そういったところをよりリーズナブルな方法の中で、とにかく対応することが大事という、そこを外しますと、単なるお金の問題になってしまっていて、今みたいな話になってしまいます。そうじゃなくて、どうやってそれに対応していくかということのをベースに置いてこれからの議論を進めさせていただきたいと、そんなふうに思っています。どうかよろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

最後になりましたけれども、お尋ねいたします。

まず、入札制度の改革についてお尋ねいたします。

9月議会で町内建設業者からの陳情についての対応をお伺いしましたが、その時点では町長は何も御存じなかったようでしたが、先日のグラウンドワークにおいて当の建設業者が、いまだに何も連絡もない、どうなっているのかと言っておりました。町として、その後どのように対応されたのか。陳情の概要及びそれに対する町の見解をお聞かせいただきたいと思います。

当町においては、公共工事の発注に当たって予定価格を公表の上、競争入札によって請負業者を決めております。この予定価格はどのように決められているのでしょうか。また、公共工事の品質確保のために必要な最低限の価格については公表されておませんが、最低価格は決められているのでしょうか、お尋ねいたします。

私は当町の予定価格を公表して競争入札を行うという方式は、仮に落札する気のない業者が高い札を入れようとする場合でも予定価格を上回ることはできない、そのために

経費削減の効果は十分にあるというふうに思っております。

そもそも落札する気のない業者が応札すること自体、本来あってはならないことでもあります。しかし、実態はそういうことが横行しているのではないのでしょうか。現在のあり方は、本当の競争入札になっていないのではないかと思っているところでもあります。すなわち、裏で何らかの連絡を取り合って合意の上にやられているんでないかというようなことを思われてしょうがないのであります。

今年9月9日に行われました入札結果を見ましても、予定価格の99.8%での入札と、もともと落札する意思はなかったのではないかとと思われる実態が見られます。添付資料をつけておきましたけれども、それをごらんいただければわかるかと思いますが、もう少しこれを詳しく見てみますと、9月9日には下水道管渠布設工事が入札されました。6本の工事が地元業者8社による指名競争入札で請負業者が決められております。結果は、6社がきれいに1本ずつ落札し、2社は外れました。しかし、入札指名回数は、外れた2社は2回しか指名されていないのに、落札した業者の中には最高5回も指名されている業者がいる。この5回指名された2つの業者は、5回とも真剣に受注しようと思っただけで入札しているとは考えられません。現にこの2社の入札価格は、落札した工事は98%台の入札率であるのに対し、他の4回は全て99%台で入札しております。

当町においてどのように入札が行われているのか承知しておりませんが、仮に工事番号順に入札を行い、1本ずつ落札を決めていくのなら、落札した業者を順次指名から外し、最後は3社による入札でもいいのではないのでしょうか。

また、この過程において入札率が100%に近いなどと競争意欲のない業者は、不適格とみなすべきではないのでしょうか。町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

指名競争入札において指名された業者は、辞退すると次回から指名されなくなるために辞退できないとも言われております。業者はそれぞれの経営方針で経営しており、予定価格で採算が合わないという業者は、辞退もやむを得ないのではないのでしょうか。入札に参加して、わざと落札しない札を入れるようなことは入札制度の趣旨に反することになると思います。地域経済の発展に欠かせない地元業者の経営の安定は欠かせません。町内業者を対象とした応募型の指名競争入札にすることはできないのでしょうか。地元業者の経営の安定と町の行政コスト削減が両立する方策を考えていかなければならないと思っております。町長の見解をお伺いしたいと思っております。

次に、町長の給与や議員報酬引き上げについてお伺いいたします。

今議会に町長の給与と議員報酬引き上げの議案が提案されました。提案説明で、前回の報酬改定から10年が経過しており、見直しの時期に来ているというような説明がありました。しかし、財政状況は、10年前と比べてゆとりが出てきたかどうかについては詳しい説明はありませんでした。本当にゆとりが出てきたというなら、町長や議員の報酬引き上げの前にやるべきことがあります。私は、これまで街灯電気代や消火栓の地元負

担の解消を訴えてきました。国保会計への一般会計からの繰り入れを要求してきました。そのほか、町民の福祉向上や負担解消などを要求してきましたが、なかなか実現していません。

当町では、議会事務局のように本来正規の職員で行われるべき業務が臨時職員に置きかえられています。非正規職員の待遇改善も要求してきました。岐阜県の零細企業も含めた最低賃金は776円に対し、本町の臨時職員は、わずか時間給800円にすぎません。少なくとも1,000円以上にすべきであります。また、長期の臨時職員は正職員にすべきであります。どのようにお考えか、見解をお伺いしたいと思います。

今回の提案で町長は70万円に上げると言われておりますけれども、65万円では町長職が務まらないと言われるのでしょうか。70万円に引き上げて何をやるかというのか、町長の抱負をお聞かせください。

また、議員報酬を引き上げて議員にどのような活動を求められているのでしょうか。当町では、毎月費用弁償を支払って全員協議会を開いていますが、主要議題は翌月の日程を決めることが中心で、ほとんど意味のない会議になってしまっています。議員にもっと活動してほしいと言われるなら、少なくとも町の中にあるさまざまな委員会等に提出されている資料は、積極的に議会にも提示していただきたい。さまざまな資料をもっと提供して議会の意見を求めるべきではないでしょうか。それをやらないで議員報酬だけ引き上げるといふことになると、まさに金をやるから黙ってついてこいと言わんばかりであります。町長の見解をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えをいたします。

2点の御質問をいただいております。順次お答えをいたします。

まず、第1点目は入札制度の改革についてのお尋ねでございました。

国や町にとって公共工事というのは豊かな生活の実現や安全の確保、地域社会の形成に欠かせない社会資本の整備を進めるものでございます。

なお、輪之内町内での公共工事を担う建設工事への入札参加資格業者の登録状況は、現在、一般土木で11社、舗装工事8社、管工事11社、建築工事6社の登録がございました。当然のことながら、工事の発注に当たっては法令を遵守し、発注、契約を行っております。

御存じのように、入札の方式には、大きく区分いたしますと一般競争入札と指名競争入札とがございます。一般競争入札は、読んで字のごとく、広く公告を行い、参加者はみずからの意思で条件が合えば入札に参加ができます。一方で指名競争入札は、事前に発注者が当該工事の条件に合う事業者を選んで、その中で入札を実施いたすものでござ

います。

輪之内町では、大規模な工事以外は主に指名競争入札という形で実施をしております。これは、一般競争入札を行うには日数や事務作業を多く要しますので、業務の効率化も考慮した結果ということでございます。

御質問の中にございましたが、指名された業者が技術者不足等により入札を辞退されることによる事業者へのペナルティーということがございましたが、これのペナルティーはございません。

そして、入札額についてもお尋ねがございました。どうなんだろうということですが、これは私どもとしては、入札された額というのはその事業者が示された、その事業主体が実行可能な価格、そういうものだろうと思っております。

次に、予定価格と最低制限価格の設定についてでございますが、当町におきましては、ともに設定をしております。予定価格につきましては、設計金額をもとに金額の端数を調整して設定をし、最低制限価格につきましては設計金額を構成している労務費と工事材料費を下回ることがないように定めておりますが、いずれもこれは公共工事の品質と地域の担い手を確保するためには必要であると考えております。

町内建設業者からの陳情の概要と町の見解についてのお尋ねであります。陳情の概要につきましては9項目ありました。主なものは、適正価格での発注及び工事発注の平準化、工事書類の簡素化、町内事業者の育成等々でございます。

この陳情に対しましては、去る12月7日に建設業者と輪之内町とで意見交換を行い、町の考えを回答させていただいたところであります。具体的には、当町では建設工事設計書の作成に当たり、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行っており、地元建設業の重要性も十分認識の上、限られた予算を有効活用し、住民の利便性を損なうことのないように、工事の諸条件に合わせた適切な発注に努めております。また、工事書類等の簡素化につきましては、来年度からの実施に向けて検討を行う、そんな見解を伝えさせていただきました。

いずれにいたしましても、町内事業者の育成という部分を考えても当町や地域経済の健全な発展に寄与すると、そんな観点もございませうから重要なことと認識をしておりますが、結局のところは住民目線で納得できる適切な工事の発注ということが大事だろうと思っておりますので、それをベースにしながら適切な発注に努めてまいります。

続きまして、2点目の町長の給与や議員報酬引き上げより町民の福祉向上についてというお尋ねについてお答えをさせていただきます。

森島議員御承知のとおり、今定例会に輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出し、御質問にもございましたが、10年ほど据え置きになっておりました議員報酬月額及び町長、副町長の給料月額の見直しについて議会の

審議に付したところであります。

この2件の条例改正につきましては、議会初日において総務産業建設常任委員会にその審査が付託され、12月12日に開催されました同常任委員会で慎重な審議がされております。

今回の議員報酬等の改正案の提出に至った経緯につきましては、常任委員会において説明しておるところでございます。常任委員会において森島議員は、先ほどの御質問でございました理由により反対されましたが、最終的に常任委員会として妥当と判断されましたので、この件については議会の御理解をいただいたものと受けとめておるところでございます。

議員報酬や特別職の給料については、本来的にその職責に応じて支払われるべきものであると考えておりますが、条例で定めるものであるため、議決の当事者、また特別職の給料に関しては当事者に係る議案の提出ということになりますので、あらかじめ特別職報酬等審議会に諮問をすることとされており、今回の条例提案に当たりましても、前提としてそのルールに従った処理をしてきております。よって、質問の後半部分にあります65万円で町長職を務めることができないのかということについては、これはちょっと回答を差し控えさせていただきます。ただ、私としては、報酬等審議会でそういう引き上げの評価をいただいたことをありがたく思うところではございます。

また、議員報酬を引き上げて議員にどのような活動を求めるのかという御質問もございました。御案内のとおり、町長も議長も住民の皆さんの直接選挙で選ばれております。その議員活動がどうあるべきか、それはむしろそれぞれの議員各位の政治信条によるところが多いと思われれます。そんなふうを考えております。

ただいまの御質問の中で、住民福祉の向上のためにこれまでの森島議員が要求された事項の一端を披露されております。私も当然であります。住民福祉の向上が第一と考えて、日々努力をしているところであります。

また、一般質問等で議員各位からいろいろ御提言をいただくこともございますが、そういったものにつきましても、検討を加えて判断し、実行可能なものについては御提言を取り入れさせていただいて実施に移しております。

なお、質問の中で、私ども職員の人事、あるいは待遇に関する御意見もございました。関心をお持ちいただくことは大変ありがたいことと思っておりますが、的確に状況を判断し、可能なことは実施するというスタンスの中で実施をしまいたいと、そんなふうを考えております。

以上で、森島正司議員への答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

町長の答弁にしては非常に手を抜いた答弁だというふうに思います。いつも丁寧に詳しい答弁をされるのに、今回に当たっては非常に簡略化されている。肝心なことはなかなか的確な答えがなかったというふうに思います。

まず、競争入札の関係ですけれども、99.8%という入札、これについて本当に入札する意欲があるというふうに町長はお考えでしょうか。入札に意欲のない業者を入札に参加させて競争入札になるのでしょうか。その辺のところを、まず町長に考え方をお伺いしたい。そのことは最初の質問でくどくど言うておきましたけれども、何ら返事がない、逃げておられるのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

それから、陳情について私も細かいことまで一々知っているわけではありませぬけれども、残土処理のことを言われていたと思いますけれども、残土処理というのは工事費に含まれないのでしょうか。これが積算根拠にどのように反映されているのかということをお伺いして確認しておきたいと思ひます。

それから、工事の発注時期、こういったことも毎年下期に集中しておる。上期は工事が少ない。年間を通じての安定的な発注ということは、これについてはどうなのか。業者はこれについてどのように思っているのか。町内業者の経営の安定のためにも、仕事がないときに従事者を確保することは難しいかもしれませぬ。そういうことを思うと、年間を通じて安定的に発注するということも必要なことではないかと思ひますけれども、この辺の見解もお伺いしたいと思ひます。

あと、町長及び議員の給与の引き上げについてですけれども、町長は65万で何ができないのかということについては差し控えると言われました。今回、町長は70万円にするということを報酬審議会に諮問して、その答申に従って提案しているというふうに言われますけれども、昨年の報酬審議会に既に同じものが出ておる、そのときに教育長は据え置きになった。普通で考えたら、報酬審議会の答申を得て、そして議会に提案して、それが修正されたというのであれば、本来なら、教育長も据え置きなら町長、議員も据え置きになるというのが私は普通だと思ひます。それをあえて再び、去年、報酬審議会をやったばかりなのに、その答申を無視して、そしてわざわざ引き上げられるような答申をしてもらっている。

この町長の給与、議員の報酬引き上げが目的の報酬審議会への諮問ではなかったのか。口では白紙だと言ひながら、議事録を見ても去年はこうだった、こうだった、盛んに去年のことを持ち出している。このことは引き上げが前提の諮問であつたとしか考えられませぬ。したがって、町長がその引き上げを願う、その気持ちの中に、65万ではやっていけないんだと。よその町と比べて俺の給与は少ないんだと、だからもっと上げてほしい、そういった意味で報酬審議会に諮問されたのではないですか、そのことをお伺いしたい。

議員についても同じであります。議員の報酬を引き上げるというのも、これも去年の審議会で答申結果が出ている。それを議会にかけずに、改めて報酬審議会にかけて、そして去年の答申結果はこうでしたということを盛んに説明しながらやっている。で、町長だけを上げるわけにいかんから議員も上げる、そのための報酬審議会ではなかったのか、そう思えて仕方がないのであります。であるなら、議員にどういう活動を希望しておられるのか。今の輪之内町の町議会議員の活動を見ておって、私は19万あれば十分だというふうに思っているんですけども、町長はなぜ上げなきゃいけないと思われるのか。どういう活動を希望されるのか。

先日の委員会での説明を聞きましても、資料はほとんどない。辛うじて報酬審議会の議事録を見せていただいただけ、けど、報酬審議会にて提出されているさまざまな資料は一切こちらに見せていただけない。本来なら、今回の議会に提案したときに、そういう報酬審議会に出した資料も全て議会に示し、委員会で十分議論し、本当に報酬審議会の答申が妥当なのかどうかということを我々議員の立場でチェックする必要もあったというふうに思いますけれども、そういった資料は報酬審議会には出すけれども、議会には出さない。

それから、農業委員会の問題も出ましたけれども、農業委員会には資料を出すけれども、議会には出さない、それでもって議員の報酬だけは引き上げる。一体議会は何をやったらいいのか。自分たちで一生懸命足を運んで勉強してこい。その勉強をする場合でも、町のところへ行けば、情報公開請求を出してくださいと。情報公開請求をすれば黒塗りの資料しか出てこないこともある、このことでどうして議員活動ができるんですか。議員活動を妨げておいて議員報酬だけを上げるという構図になっているのではないかと、いうふうに思うわけであります。

その辺のことで町長の答弁がなかったものですから、最初の質問の繰り返しになっておりますけれども、明快な考え方をお知らせ願いたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

むしろ単刀直入に申し上げたつもりだったんですが、御理解を得られなかったようですのでお話をさせていただきます。

何点かの再質問をいただいております。

まず、99.8%で入札意欲があるのかないのか、これは先ほど冒頭の答弁で申し上げたとおり、別にこれは各業者がそれぞれの判断において、自分のところでその工事を実行可能だと思ふ額を上げてきたということでありまして、99%が高いか安いかといえ、それは普通に考えればかなり高いとしか言わざるを得ないという、それは正直な感想でありますけれども、この数字の意味を私に問われれば、それはそれぞれの業者自身が工事

可能な額を入れたということしか言えない状況だと思っています。

それから、工事の発注時期についての考え方、これは議員は経験豊富な議員でございますので、予算議決から工事発注に至る各段階での事務処理、それから工事期間等々を総合的に考慮しますと、どこでもそうなんですけれども、やはり年度の後半部分での工事発注が多くなるという状況はございます。ただ、最近国においても補正予算等々で前年度に補正予算対応ということで、最終的に繰越明許をかけて現実の工事は翌年にわたるといようなことも多うございますので、なるべくそれらも含めて平準化ということができる限り私どものほうとしても考えてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、報酬の額についてでございます。答申との関係を云々されました。昨年の教育長の報酬額との絡みでも言われました。確かに去年は教育長の報酬についての修正もされました。その後、同時に答申されました町長、それから副町長、それから議員さんも含めてですけれども、そういったものについて議会へ提案いたしておりません。それは改めて、やはり修正という声があった以上は、その段階における報酬審議会の意向を、やっぱりまた新たな構成の中で再度確認してもらいたいという思いもあって、再度諮問をさせていただいたということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、再度繰り返しになるかもしれませんが、私のほうからその幾ら幾らにということを上り上げたことはございませんので、それについて答弁を求められても、ちょっと何を言ったらいいのかわからないというのが素直なところでございます。

それから、議員の報酬につきまして、何やら町長を上げるために議員の分を上げるのかというような御質問がございましたけれども、全くその意図はないということだけ申し上げておきたいと思えます。

それから、報酬審議会に諮問した意味は何なんだと、何を目的に、それから議員さんに何を求めるんだということでございます。大きなきっかけは、やはりおよそ10年の区切りの中でどうあるべきかを再度御検討いただきたいと、それに尽きるわけでございます。

それから、議員さんに何を求めるのか。個人的にはいろんな思いはありますけれども、いわゆる現在の町長、それから議員が選ばれる過程から見ますと、建前として言うならば、先ほども答弁で申し上げましたけれども、それぞれ直接選挙で選ばれているわけですから、当然のことながら、その立候補するときに、何をやりたいんだ、それからどうしたいんだということは十分前提としてお考えになって立候補しておられると思いますので、それについて私がこうしてほしい、ああしてほしいということは、ここで申し上げるべきではないだろうと。ただ、当然のことながら、よく言われておりますように、執行部と議会は一丸となって、究極は住民の福祉という目標に向かって進んでい

くんだと、そういう意味で執行者である町長と議員さんとの間の、当然のことながら情報交換をするということは、私はやぶさかではありませんし、おっしゃるとおり、そうあるべきだろうと思います。

昨今の事情を取り上げていろいろおっしゃっておられますが、私のほうもいろいろ考えるところは当然ございます。ですが、さりながら、やはり原則は議員さんがその本心に従って活動していただくということに尽きるだろうと思っております。それぞれの個別、具体の協力計画については、当然お話をさせていただきながらやっていくということだろうと思っています。

それから、最後に資料の提供をという話がございました。先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、昨今の状況を見ておきますと、別に情報を制限しているつもりなんて全くないんですけれども、結果としてそう受け取られるような事象、それから本来、議会との関係でどういう順番で出すかによって考慮せざるを得ない状況というのが散見されることは事実でございますので、そういったことについては、当然改善すべきものは改善するというのでやっていきたいと、そんなふうには思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

残余の件につきましては、担当課長からお話をさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

ただいまの町長の答弁のとおりでございますが、入札の落札率99.8%について、これがいかななものかというようなところでございますが、平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律の改定がございまして、輪之内町におきましても、平成27年4月から工事の内訳書を入札と同時に各入札者からいただいております。その中で、その工事に関する工種とか項目ごとに金額等を提示されているわけですが、それを見るだけでは意欲があるないという判断はできませんが、その業者自体ができる価格、適正な価格だという認識でございます。

それと2点目、残土処理の積算内容についての関係なんですけど、これはさきの町内建設業者との意見交換会の中で回答させていただいておるところなんですけど、内訳につきましては、運搬費、処分先での整地費等、現在、積算の中で構成しております。

あとの処分費用につきましては、従来から建設発生土の有効利用等を図れるように、他でも利用等を促すという意味から、処分費用等は今まで計上していなかったのが事実でございます。これにつきましては、近年、民間造成とか、利用するところも少なくなってきたというような実情もございまして、今後検討していくということで回答させていただいております。

それから、3点目の工事の発注の平準化というところでございますが、輪之内町の工

事におきましては、国の補助金とか県の補助金を活用した工事発注も多く占めてございます。それに対する交付の決定、確定等の措置がおおむね5月、6月にかけて参るわけですが、これに対応しまして、それからの発注事務の手続になりますので、どうしても8月、9月以降の工事発注になってしまうというところもありますし、輪之内町内はほとんどが水田等、農業地帯でございますので、水を張っている出水期には工事がしにくいと。どうしても農産物収穫後の秋以降に工事が集中しているのが事実でございますが、春先に単独事業等で発注できるものは、なるべく早く発注させていただくように努めてまいりますので、お願いいたしますというような回答をさせていただいたところがございます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

工事の発注の平準化については、今後、町長のほうからも翌年度に繰り越すという方法もあるとか、あるいは今、建設課長のほうから検討するような口ぶりであったかというふうに思います。

それと残土処理についても、従来は有効利用がされていたために計上されていなかったけれども、今後検討していくというような答えではなかったかというふうに思います。

いずれにしても、地元業者の経営の安定ということも我々議会の役割でもあるというふうに思っていますので、特定の業者に負担を強いて、そして安く上げるというようなことを解消するようにしていただきたいというふうに思います。

それから、町長の報酬引き上げ、あるいは議員報酬の引き上げについて、町長からは議員にどういう活動を求めるかというのは議員で考えることだというようなこと、そんなことは当たり前であって、報酬には何ら関係のない話です。だから、なぜ報酬を上げなきゃいけないのかということ聞いておる。町長はどのように考えておられるのか、町長の個人的な考え方を聞いているわけでありまして。我々がどういう活動をするかというのは、当然一生懸命活動して、そして住民に、有権者に信頼される、そういう議員活動をやっていかなければならないと思っておりますけれども、それは議員報酬をたくさんもらえばそういうことができるわけではない。議員報酬が多かろうが少なかろうが、それはやっていかなければならないことであって、町長の言われる、全く回答になっていない、回答を避けておられるというふうに言わざるを得ないと思います。

町長の70万という給料そのものも類似町村と比較しても決して低いものではないというのがデータで出ているわけですが、ちょっと今、データがどこかに行っちゃってわからへん、決して最低の、類似団体の町長の最低が私の記憶では四十何万だったというふうに思っていますし、最高が80万2,000円ぐらいだったというふうに思ってい

ます。それで、町長は65万で少ないから70万にせよと。この類似団体というのはどういう団体かというのはちょっとわかりません。これは総務課のほうで発表されている資料ですので、総務課のほうがよく御存じだと思います。こういった資料なんかも本当だったら出してもらわなきゃいけない。

それから、議員の報酬につきましても最低14万ぐらいでしたか、ちょっと今データが全部頭の中に入っておりませんが、最高は30万ぐらいというところもあるわけですが、そういうことから考えてもそれほど低いというものではない。ところが、報酬審議会では、わずか19万では食べていけないというような議論がされている。

議員というのは議員報酬だけで生活しているわけではないんです。私も厚生年金をもらって、そしてやっているわけであって、厚生年金の上に議員報酬をもらっているわけですから十分に生活はできる。ほかの議員さんも、それぞれ仕事をやってみえて、一般の町民はそれだけで生活しておる。その上に議員報酬をもらっているのです。こういうことを考えると、10年過ぎたから上げるべきだというのはどうかなというふうに思っているわけでありませう。

こういったことについて一切答弁を拒否されていることに不満は残りますけれども、これ以上同じ答弁なら、もう答弁は結構です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

最後に何かちょっと私のほうからすると、一切私の言い方を拒否されるような再質問がございました。私は決してそういうつもりではないですし、まずきっかけとして、町長の報酬、議員報酬、繰り返しになりますけれども、10年たったところで、その水準でいいんでしょうかということをお願いだけで、私のほうからは、特段額を示して何かを言ったわけではありません。これは報酬審議会の中でいろんな諸状況を勘案して、そうあるべきだろうという答申を得たということでございます。

それから、議員さんの報酬に関して言うならば、先ほど来お話にあるような、将来的にどんな方に議員さんになってほしいのかというような意味合いも含めて、期待値も含めた議論はあったかと思っておりますけれども、でも、それは今回の議員報酬の引き上げとは直接にリンクはしていなかったような気がしますが、そういう方向が出ているといった程度でしょうか。

いずれにいたしましても、今、森島議員の御意見は御意見として、当然その意見の裏にある住民のためにどうやって一緒になってやっていけるのかと、そこがベースになってのお話だと思いますので、その辺は踏み外さずにやっていきたいなということでございます。そういう意味では、今回の議案についてもどうか御理解をお願いしたいということをお願いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 0 時 23 分 休憩）

（午後 1 時 17 分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第 3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第 4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、本日提出させていただきます議案の提案理由について御説明を申し上げます。

提出議案の内訳は、条例 2 件、契約案件 1 件の合計 3 件でございます。

議案の概要について順次御説明申し上げます。

議第 70 号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議第 71 号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、改正を行うもので、議第 70 号においては、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しや介護時間を盛り込むものであります。また、議第 71 号については、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、再度の育児休業ができる特別の事情等を盛り込むものであります。

続きまして、議第 72 号 輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託契約の締結につきましては、地方自治法並びに輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により契約を締結しようとしたので、議会の議決を得ようとするものであります。

本契約は、マイナンバー制度に関連して庁内の情報システムの強靱化を図るため、国が示す強靱化向上モデルを参考に、マイナンバー系統、LGWAN 系統及びインターネ

ット系統を物理的に分断し、マイナンバー系統については強力なアクセス制御をかけるため、二要素認証機能及び外部媒体使用制限を持たせるものであります。契約は委託契約として締結いたしますが、当該契約にネットワーク機器の導入、すなわち財産の取得を含むため、議会の議決に付すものであります。

以上で、提出議案の説明を終わります。御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議第57号から議第60号まで、議第62号、議第63号及び議第69号を一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第4回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、12月12日午前10時20分より協議会室において、全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について当委員会分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、公務災害があった職員の職務とその発生状況はどうであったのかに対し、今回、公務災害があったのは図書館に勤務している女性臨時職員である。5月29日に図書の返却を受けた際、町の図書館以外の本があったため、その本を返却者に返そうと追いかけた際に転倒してけがをしたとのことでした。

今後に向けて再発防止のための対策を講じるような会議は開催したのかに対し、今回は公務災害として認定するか否かの認定委員会は開催し、公務災害と認定した。公務災害の発生が工場等であれば設備や作業環境の改善について検討するという考えられるが、今回は図書の返却人を追いかけて転倒したものであるため、安全対策を検討する会議までは開いていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地方債の借入先はに対して、近年は民間の金融機関から借り入れることが多いとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、四郷南部地区の事業内容はに対し、中間管理事業を利用した農地の集積を行う法人として県から重点地区として認定を受けたとのことでした。

四郷南部地区の面積と件数はに対し、約31ヘクタールで、件数については正確に把握していないとのことでした。

四郷南部地区への補助金400万円の内容はに対し、利用する法人が効率的な運営や作業ができるような機械などの購入に対して定額補助するもので、トラクターや田植え機の購入の一部に充てることができるとのことでした。

400万円ちょうどでもよいのか、何回受けることができるのかに対し、400万円ちょうどでもよいが、1回だけの補助であるとのことでした。

購入する機械の台数はに対し、トラクター87馬力と6条植えの田植え機、それぞれ1台を購入予定とのことでした。

メガファームはいきなり法人化して中間管理機構を利用するということだが、町として中間管理事業を利用することについてどのように考えているのかに対し、中間管理事業は、国の施策に基づき行われており、町としてもそれに基づいた集積を行っていく必要があると考え、今後も中間管理事業を進めていくとのことでした。

四郷南部は小区画で、営農していくための条件整備ができていないような農地なのに法人化して経営が成り立つと思うのかに対し、四郷南部地区は後継者不足のため集落営農の立ち上げを計画していたところで、意欲があり、農地の貸し借りなど権利関係がはっきりして、経営のために安定した貸し借りができるよう、中間管理事業を進めて法人化することになったとのことでした。

補助金目的ともとれるような設立の仕方だが、一、二年で頓挫したらどうなるのかに対し、農家は中間管理機構と利用権設定を行うため、今の受け手がだめになっても中間管理機構との契約はそのまま、2年間は次の受け手を探すことになるとのことでした。

そうした場合、もらった補助金は返還にならないのかに対し、地域に交付される地域集積協力金は、返還はありません。出し手の農家も、みずから中間管理機構と解約しなければ返還はないとのことでした。

楡俣はほ場整備をする、そのほ場整備をした後、営農というならわかるが、何もできない今の農地の状況でどうやって営農するよう指導しているのかに対し、再ほ場整備をしたい意向を聞いているので、それを目指すに当たって営農組合をつくるというのも一つの手法だとのことでした。

営農組合を将来どうしたいのか、中間管理事業についての見解はに対し、今ある集落営農を法人化し、将来はそれを合併し、各地区に一つ営農組合をつくっていく。中間管理機構は、農地の流動化が国の狙いであり、それに向かって今後も進めていくとのこと

でした。

そのほかに、今年の機械導入に対する補助金制度等の質問がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、平成28年度輪之内町一般補正予算（第3号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、補正予算の追加分の発注件数には対し、地区的には3地区で、発注件数は4件から5件を予定しているとのことでした。

発注見込みはいつごろを予定しているのかに對し、29年1月から2月に発注したいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、番号法第9条第2項を読み上げてもらったが、要するに条例で定めた事務についてはマイナンバーを利用できるということに對し、現行の条例は庁内連携に関して法別表第2包括方式プラス独自事務分の連携方式で記述しており、マイナンバーを利用する事務の情報を列挙することなく、法別表第2に類似する事務を庁内連携しますというものである。しかしながら、法別表第2は外部連携を規定したものであり、いざ庁内連携をする際に必要な事項が漏れている可能性があるため、本改正条例により個別列挙方式に改めるものである。これにより、職員のみならず町民にもわかりやすくなるとの説明がありました。

今回の改正で町がマイナンバーを利用できる範囲が拡大するのに對し、条例別表第3については新たに追加するものであるため、この分は拡大することになるが、そのほかは特に変わらないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、マイナンバー制度にはそもそも反対である。個人情報ひとり歩きする可能性がある。この条例によりどれくらいのメリットがあるかわからない。情報漏えい、適用範囲の拡大等、心配のあるマイナンバー制度の利用は最小限にすべきと考え、反対であるとの反対討論がありました。

また、個別列挙方式に改めることにより情報連携する事務の内容がわかりやすくなる

ので賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、議第60号 輪之内町 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回、特別報酬等審議会において教育長の報酬ももう一度見直してはどうかという意見は出なかったかに対し、今回諮問したのは約10年間据え置いていた町長、副町長、議長、副議長、議員についてである。審議会の中で教育長の報酬について言及する発言もあったが、教育長の報酬については昨年議会で審議されたばかりであり、早々に見直しをすることはいかなものかと考え、今回は諮問していないので答申はもらっていないとのことでした。

また、報酬の額については、昨年で開催した審議会と同様、今回も事務局案を提示するのではなく、白紙の状態で諮問し、最終的には、昨年開催した審議会の答申内容を支持するという結論に至ったとの説明がありました。

審議会委員はどのように決めたのか、公募したのかに対し、条例には住民の中から7名という規定があり、以前に開催した報酬等審議会のメンバー構成を参考にして、学識経験者や議員OB、そのほか女性や若い人の意見を取り入れることを視点に委員を選定した。なお、審議会の委員は、その性格上、公募はなじまないと判断したので公募は行っていないとのことでした。

今、報酬を上げなければならないとは思えないがどうかに対し、審議会を2回開催したが、報酬の額は上げていくべきだろうという委員の総意のものに審議がなされた。なお、昨年は2年ごとに報酬を見直すこととしてはどうかという附帯意見がありましたが、今回は執行部が必要と認めたときに見直してほしいということになったとのことでした。

なお、審議会の会議録の中に、若い世代から議員に出てほしいという記録があるが、この金額でそれが実現可能かどうか疑問である。片手間の議員活動ではなく、真剣に取り組んでくれる若者の出現が期待できるような報酬水準になることを今後期待したいとの意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、審議会の委員は全ての町民の意見を代表していない。財政に余裕があるのであれば、町民のためにほかにすべきことがあると思うので反対するとの反対討論がありました。

また、次の世代につなげるように順次報酬の額を引き上げてもらう第一歩であると考え、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、議第62号 輪之内町

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、議員報酬の引き上げと同様の理由で反対であるとの反対討論がありました。

また、議員報酬を平成10年度の水準に戻すということであれば町長も副町長もその水準に戻してもよいと考え、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題として、産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農業委員会の改正のメリットはに対し、町長の任命制となったことで、より町施策などの方針との整合性が進んでいくとのことでした。

条例制定後の運用規則等の細部整備はどうなっているのかに対し、条例制定された後、規則を順次定めていくとのことでした。

運用規則の方向性だけでも示せないかに対し、農業委員の定数は、農地法で1,300ヘクタール以下の農地の農業委員会は14人、推進委員の定数は100ヘクタールにつき1人設置すると定められており、1,140ヘクタールの当町は、それぞれ14人と12人となる。推進委員は、区域を分け募集する予定で、仁木地区で6人、福東3人、大藪3人となるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

議第62号と議第63号は賛成多数で決められたということですがけれども、その賛成、反対の票数はどういうふうになっておったか、教えていただきたい。

それともう1点、その前のところで報告書の16ページですがけれども、真ん中のちょっと上のところで、審議会の委員は、性格上、公募はなじまないとの判断でしたと、私、ちょっとこれ、そういうふうな答弁があったことを十分に頭に記憶がないものであれですがけれども、なぜこの公募はなじまないということなのか、その理由。これは委員長は御存じないかもしれなので、この答弁をされた総務課長のほうからちょっと説明していただけるとありがたいかなというふうに思います。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午後1時43分 休憩）

（午後1時48分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

それでは、第62号の人数ですけど、5対2、それから63号については6対1でございます。以上です。

○9番（森島正司君）

それで、その公募はなじまないということについては、委員長の判断でいいわ。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

そのとおりでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

ちょっと今の答弁、納得が、わかりませんが、そのとおりというのはどういうことですか。委員長が性格上、公募はなじまないと判断したということですか、それをお伺いします。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

そういうことです。そういう意見がありましたということです。

○9番（森島正司君）

はい、了解。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 田中政治君。

○文教厚生常任委員長(田中政治君)

文教厚生常任委員会審査報告を行います。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第4回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、12月12日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び教育参事、ほか関係者出席のもと、審査をいたしました。

その主な経過と結果を御報告いたします。

最初に、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)について当委員会分を議題とし、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時福祉給付金では扶養になっている方は対象になるのかに対し、課税者の扶養になっている方は該当しないとのことでした。

臨時福祉給付金事業は単年度事業かに対し、平成28年度から平成29年度にかけて実施するもので、来年の2月中旬から申請の受け付けを開始し、順次支給していくとのことでした。

臨時福祉給付金の対象人数に対する世帯数はに対し、世帯数は約900世帯を見込んでいるとのことでした。

消費税の増税分に対応する給付金かに対し、平成29年4月から平成31年9月の2年半分で1万5,000円を支給するものであるとのことでした。

平成28年度の該当者を平成29年の扶養にとった場合、返還することになるのかに対し、基準日はあくまでも平成28年1月1日であり、返還金は生じないが、平成28年分の修正申告により該当者が非該当になった場合には返還もあるとのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、木育関係の補助金50万円に対し歳出は57万8,000円であるが、7万8,000円の内容はに対し、椅子7脚分等を町の持ち出し分としたとのことでした。

大藪小学校大規模改修工事の施工時期はに対し、平成29年度施工予定とのことでした。ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)のうち、当委員会所管分については、原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、医療費が大幅に伸びているが、どういう病気がふえているのかに対し、高額療養費の分で大幅に伸びている。100万円以上の高額療養費は、平成27年度43件から、平成28年度52件、200万円以上は5件から14件、300万円以上は8件から8件、400万円以上は2件からゼロ件であり、病名については、高血圧症、虚血性疾患、肺がん、糖尿病、直腸がんなどであるとのことでした。

傾向として当初予算ではつかめないのか、予想外の案件ということかに対し、どれも当初予算より上回っているが、今回の補正は、今年度上半期に実際に支払った額から今後の不足見込み額を算出して補正している。月ごとに4,000万円台の月もあれば5,500万円ぐらいの月もあり、年間何千万円の差となる。医療費は年度によって変動するもので、1年間の医療費をあらかじめ正確に見込むことは困難であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補

正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議第60号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

個人番号制というのは個人のプライバシーが丸裸にされるおそれがある。いろんな情報連携によってそのセキュリティーをきわめると言われているけれども、どんなにセキュリティー対策をやっても、今の技術をもってすればそれを破られないという保証はない。そういうような中でこの連携情報を拡大していくということは、ますますその危険性にさらされる機会がふえてくるのじゃないかというふうに思って、これは反対であります。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

議第60号につきましては、一部新しいものもありますが、今までの条例を個別列挙方式に改めて具体的にわかりやすくするものであるということで、賛成をいたします。

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議第62号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

議員報酬を引き上げるというのが大きな目的になっていますけれども、議員報酬を特に上げなければならない理由というのは私には感じられません。19万では安いと、19万では生活できないという人も中には、そういう意見が審議会の中でもありますけれども、議員というのは兼業が禁止されているわけではない、当然のことながらです。現に今の輪之内町の町議会議員の中でも、農業をやっていたり、あるいは電器屋をやっていたり、いろんな職業を持っておられる。私自身も厚生年金をもらっております。その上に議員をやっているだけであります。

議会として拘束される時間というのは、議員として議員活動のために法的に拘束される時間というのはごく短い時間であります。その時間を今の報酬で割れば、時間当たりの時間給というのは非常に高いものになってしまう。

今、議員報酬を引き上げてもいいというような財政状況であるなら、もっとほかにやるべきことがある。一般質問でも言いましたけれども、輪之内町の臨時職員の賃金は、わずか時間給800円でしかない。これを少なくとも1,000円にすべきではないかというふうに思うわけであります。

さらに、一般質問でも主張しましたように、町民のためにやるべきことは幾らでもある。町民に犠牲を押しつけながら、その一方で、財政にゆとりができたのかどうか知りませんが、議員報酬を引き上げる。今、議会活動ができないような状況では全くない、今の報酬で。にもかかわらず、上げるというのは、全く自分のことしか考えていないことになるというふうに思うわけです。

したがって、今、議員報酬を引き上げるべきではないということを主張して、反対いたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

7番 北島登君。

○7番（北島 登君）

過去2回行われました報酬審議会の答申を尊重いたしまして賛成いたします。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

北島議員と同じように、昨年と今回、報酬審が開かれましたが、答申の内容は同じで、若者の出現を期待し、次世代につながるような活発な議員さんが生まれてきてほしいという報酬審の皆さんの切なる期待もありますので、やはりこれは、当然議員報酬だけで生活はできませんが、やっぱりそれのみならず、それに見合った報酬は必要であるということによって賛成をしたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

私、きょう一般質問でも少し説明しましたが、我々は選挙のときに19万円を承知で出てきておるわけです。ですから、自分の任期があるうちはそのままいって、次の新しい選挙があつて、新しい議員さんが出るときに十分な報酬を与えるというふうにしたほうがいいと私は考えております。ですので、これは町民も非常に関心を持っておる議案ですので、記名投票で賛否を諮っていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午後2時06分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで討論を……。

（「議長、議事進行について」の声あり）

○議長（小寺 強君）

はい。

○9番（森島正司君）

先ほど古田議員が討論のときに記名採決してくれというふうになされたわけであつて、古田さんの討論はなかったのか、あつたのか、その辺どういふふうにな判断してみえるんですか。

○議長（小寺 強君）

削除します。

○9番（森島正司君）

削除……。

○議長（小寺 強君）

はい。

○9番（森島正司君）

発言したでしょう。本人は了解してみえるんですか。

○議長（小寺 強君）

はい、了解されましたので再開しましたんです。

（発言する者あり）

○議長（小寺 強君）

大変失礼しました。古田さんのあれは削除しまして、会議を再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。異議がありますので起立……。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

先ほどはちょっとうっかりしていました。今、事採決の場ですので、記名投票でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

ちょっと暫時休憩します。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時13分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

ただいま古田議員より記名投票で行うよう申し上げられましたが、賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立1名）

○議長（小寺 強君）

起立少数です。よって、議第62号は起立により採決を行います。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立4名)

○議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議第63号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

特別職の給与につきましても、教育長は据え置いたまま、町長、副町長だけを上げる。同じ条例の中で教育長は据え置いて町長だけを上げるというのは、どうしても町民感情からいってもこれはおかしいと思います。町長の65万というのは、他の類似自治体の町長の給与額を見ても決して低いものではないというふうに思います。今回、上げなければならない理由は全くないというふうに思っております。

先ほどの一般質問で申しましたように、町長は新たな抱負も何も述べることすらできなかった。これで報酬だけ上げるというのは絶対に許されないというふうに私は思います。

○議長(小寺 強君)

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

7番 北島登君。

○7番(北島 登君)

議第62号で意見を申しましたとおり、2回の報酬審議会の答申を尊重いたしまして、賛成いたします。以上です。

○議長(小寺 強君)

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

2番 古田東一君。

○2番(古田東一君)

町長の特別職については、当町は副町長が置いてありません。なので、その分も一生懸命徹夜で頑張ってみえます。恐らくその足りない分は、参事、課長等が補佐をしてお

られると思います。ですので、業務が非常に多いので、これについては賛成いたします。

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第69号 輪之内町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第70号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第70号につきまして説明をさせていただきます。議案書は1ページでございますのと、新旧対照表も1ページでございますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

議第70号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年12月16日提出、輪之内町長でございます。

こちらの条例の改正の趣旨は、町長の提案説明にございましたとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正によりまして改正をするものでございます。

法律の改正が平成29年1月1日から施行されるということでございますので、この改正条例も1月1日から施行するというようにしております。

具体的な改正内容につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しと介護休業の分割取得を可能とすること、それから介護のための所定労働時間短縮措置、条例では介護時間と表現しておりますが、その短縮措置を設けることでございます。

なお、国家公務員につきましても人事院規則の15-14がございましたけれども、こちらのほうも同様に既に改正が行われておるところでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第8条の3がございましたけれども、こちらは育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について規定をしております。現行の条例の第1項中、その子を養育とありますけれども、これまで子供のこの定義としては、法律上の子、すなわち実子及び養子とされておりましたけれども、この範囲に改正案にございますように、特別養子縁組の監護期間中の者及び養子縁組里親に委託されている子等を含むということにするものでございます。

なお、養子縁組里親というものは、将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親制度であるということでございますが、こちらのほうにつきましては、児童福祉法の改正によって平成29年4月1日から用いられる用語でございます。

したがって、改正条例の附則の第3項を見てくださいと、ここで読みかえ規定を設けております。その養子縁組里親という言葉が正式に法律上の言葉となるのが平成29年4月1日ですので、それまでの間、読みかえる規定を設けたわけでございますが、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者というふうに読みかえるということでございますが、内容的には養子縁組里親という内容と同じものでございます。

それから、新旧対照表の3ページに第8条の4がございましたけれども、こちらの第4項のほうで、子の養育を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員についても適用する読みかえをここで定めております。これまで読みかえをして適用することのなかった時間外勤務の制限についても適用するように改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページに第11条がございました。ここにこれまでの休暇の

種類に加えて、新しく介護時間というものを設けるということでございます。

新旧対照表の5ページの第17条、こちらにおきましても休暇に新しく介護時間というのを加えるということでございます。

それから、新旧対照表の4ページの第16条をごらんいただきたいと思いますけれども、こちらは既にごございます介護休暇に関する規定でございますけれども、これまでは介護を要する1の継続する状態ごとに、連続する六月以内の期間内で取得するというところでございましたけれども、こちらのほうを3回を超えず、通算して六月を超えない範囲内で取得することができるように改正をするものでございます。

それから、新旧対照表の5ページの第16条の2でございますけれども、これは新しく休暇に加えられます介護時間について規定をするものでございます。介護時間は、連続する3年の期間内に1日につき2時間を超えない範囲内といたしております。

また、第3項のところでは、介護時間を取得する場合は給与額を減額することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第70号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第70号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第70号 輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時28分 休憩)

(午後 2 時28分 再開)

○議長 (小寺 強君)

再開いたします。

○議長 (小寺 強君)

次に日程第 7、議第 71 号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長 (兒玉 隆君)

それでは、御説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。

議第 71 号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成 28 年 12 月 16 日提出、輪之内町長でございます。

こちらにつきましても、先ほどの議第 70 号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に関連して改正を行うものでございます。

具体的な改正内容としては、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、子の範囲の拡大に伴う再度の育児休業が取得できる特別の事情及び終了後 1 年を経過せずに育児短時間勤務ができる事情の追加、それから育児時間、介護時間との時間調整を盛り込むものでございます。

新旧対照表の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 条の 2 がございますけれども、こちらは新しく追加をする条でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正をされまして、育児休業に係る子の範囲が拡大をされましたが、特別養子縁組の監護期間中の者や、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者のほか、これらに準ずる者として条例で定めるということにされましたので、この第 2 条の 2 を追加するものでございます。

第 2 条の 2 の内容をわかりやすく説明させていただきますと、養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託をしようとしたが、実の親等の同意が得られなかったため、養育里親として職員に委託されたものということでございます。これが条例で定める特別の場合ということでございます。

それから、第 3 条につきましては、再度の育児休業等が取得できる特別の事情を規定しております。規定ぶりを変更しておりますけれども、第 3 条の第 2 号のイ、8 ページ

にございますけれども、ここで特別養子縁組の成立に係る家事審判事件が終了し、特別養子縁組が成立しなかった場合と新たに追加をするものでございます。

それから、第11条につきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定をしておりますけれども、その特別の事情としては第3条と同様の規定を設けるものでございます。

それから、9ページに第19条がございますが、こちらの第2項は、部分休業と育児休業、または介護時間を同日に取得する場合は、それぞれの合計時間を合わせて2時間までとするよう調整する規定でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第71号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第71号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第72号 輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託契約の締結についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託契約の締結についてを御説明申し上げます。

議案書 8 ページをごらんください。

議第72号 輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に付した輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託について、下記のとおり業務委託契約を締結するため議決を求める。平成28年12月16日提出、輪之内町長でございます。

その内容でございます。1. 業務名、輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託。2. 業務場所、輪之内町四郷2530番地の1。3. 工期、着工、本契約締結の日から、完成、平成29年3月24日。4. 契約金額、3,434万4,000円、そのうち情報セキュリティ対策機器一式1,639万6,776円。5. 契約相手方、岐阜市吉野町六丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社、岐阜営業所所長 大橋卓也でございます。

それでは、本事業の内容について御説明を申し上げます。

まず、議決要件の根拠についてでございますが、議案にもございますように、地方自治法第96条第1項第8号及び輪之内町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条によるもので、御案内のとおり、条例第3条では、議会の議決に付さなければならない動産の取得、または予定価格1,500万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れというふうになっております。今回、本事業において個人番号利用系事務とL G W A N接続系を分離したネットワークを構築するに当たり各種機器を取得して整備することになりますが、その取得価格、いわゆる機器の購入価格でございますが、予定価格が1,500万円以上となる動産を取得することから議会の議決が必要となりますので、本日、議案を上程させていただきました。

なお、入札につきましては、7社における指名競争入札で12月13日に入札を執行したところでございます。

次に、今回、構築しようとする情報セキュリティ強靱化事業の概要を説明いたします。

本事業は、平成29年7月からのマイナンバーを活用した情報連携開始に向けまして、全国の自治体で整備が行われているところでございます。各市町村において整備する、そのポイントとしては3つございます。マイナンバー関連システムについて、インターネットリスクからの分離ということでございます。物理的にシステムを分離しなさいということでございます。続きまして、個人番号利用事務関連システムについて、その端末からデータの持ち出し不可設定や二要素認証の導入によって住民情報の流出を徹底し

て防ぐ措置を講ずるということと、あと全自治体内で庁内ネットワークの再構築を図りなさいという3つでございます。

今回のネットワーク構築に際しましては、総務省が示すモデルでは、個人番号利用事務系、L GWAN接続系、インターネット接続系の3つのグループを物理的に分けて運用するよう指導がありますが、現在、当町ではこの個人番号利用事務系とL GWAN接続系を一つの系統で運用しております。昨年度、年金機構の情報漏えい事件を受けまして総務省より要請がありまして、インターネット接続系とは物理的に現在分離してございますが、ここに総務省が示すモデル事業のように、さらに個人番号利用事務系についてセキュリティーを強化すべく、個人番号利用事務系、L GWAN接続系を分離してネットワーク構築を図ろうというものでございます。

そのネットワーク構築に必要な機器の内容といたしましては、個人番号利用事務系とL GWAN接続を分離すべく、国で用意されておりますL GWAN接続ルーターにつながるサーバーを設置します。そのサーバーには、ウイルス対策、ログ管理、バックアップ機能を持たせます。そのサーバーにつながる団体内統合宛名システムがありまして、その団体内統合宛名システムの下に既存の住基情報、税情報、社会保障情報がぶら下がっておりますが、その事務をL GWAN系と分離することによりまして、新たに新規のパソコンが33台、既存の窓口用パソコンの設定変更3台、合わせて36台、プリンター、サーバー等が3台必要となります。

さらに、先ほど申し上げましたポイントの端末からデータの持ち出し不可の設定や二要素認証の導入によりまして、二要素認証、パスワードのほかに当町では静脈認証を考えておりますが、その機器を36台、端末から情報持ち出し不可設定として、外部媒体使用制限の機能ソフトを36台につけるということでございます。

そして、ポイントの自治体内で庁内ネットワークの再構築にありますように、これらの機器をネットワーク上で既存の庁内システム、いわゆる庁内LANでございまして、その冗長化、いわゆるうまくドッキングさせるというネットワーク構築を図ろうとするものでございます。

以上で議案説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成27年度からの繰越明許ということで4,006万円繰り越しているということですね

れども、この中で委託料が1,977万5,000円、備品購入に2,028万5,000円となっておりますが、今回3,434万4,000円というのは、これら全てを含めてなっているものというふうに思いますけれども、もともとトーテックアメニティ株式会社というのはどういう会社で、それでそういう備品購入もこのトーテックから備品購入するということなのかどうか。

備品購入でいえば、そのメーカーとか何か、そういうのがあるんじゃないかと思うんですけども、トーテックアメニティというのはそういう情報関係のいろんなシステム構成にかかわる業者ではないかと思うんですが、そこに備品も含めて一括でやるということなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

発注の内容でございますが、会社、契約を締結しようとしておるところはトーテックアメニティ株式会社というところでございまして、この業者につきましては、電気通信、情報処理、電信機器等を取り扱っておる業者でございます。

それで、機器については、最初の入札の仕様書の中でこういった機器を何台そろえてシステム構築をなさいとなっておりますわけでございます。先ほど言いましたように、サーバーについてはこういうスペック、こういう仕様内容で、なおかつ、例えばパソコンですとこういうスペックの内容等で何台、そういった細かい設定を指定しまして入札をかけております。ここが多分どこかのメーカーから、こういった仕様書に書いてある機器を購入してシステム構築をやるというふうに考えております。

トーテックアメニティにつきましては、先ほども言いましたように、電気通信、情報処理、電信機器等を扱っておる業者でございまして、蛇足ではございますけれども、輪之内町の契約規則第22条に定める、いわゆる入札参加資格名簿に登載されている業者でございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

先ほどから戦略課長さんからこの情報セキュリティ強靱化云々の中の説明をいただきましたが、私は全くそういうことについては無知でございまして、よく理解できませんが、これは大事なものであるということで、セキュリティ強化ということであろうかと思うんですが、いろいろ今まででも機器を導入されて、されるときはいいんですが、

そのものを運用しているときの保守点検とか、いろいろなものがまだこういう機器にはついて回ると思うんですが、こういうものは当初のメーカーの保守に関する保証とか、いろいろな云々に対するものは、これはあるものなのか、こういうものについては全くないものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

イニシャルだけじゃなしにランニングコスト的なことで保守関係も含まれているのかというふうに理解させていただきましたが、5年間の保守も含んでおります。したがって、例えば壊したとか、何かトラブルがあったら、すぐに駆けつけて、機材がもうだめになってしまったら交換というようなことで、5年間、そのパック保証ということで含んでおります。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それから、予算では国の補助が580万、地方債580万というふうになっていましたけれども、これはどのようになっていくのかということをおちょっと確認しておきたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

財源につきましては国庫補助、そして580万円ということで繰越明許をしておりますが、これに関しては変更ございません。あと、起債のほうも変更はないと。結局、総事業費が減った分、一般財源の持ち出しが減るというようなことで考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第72号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第72号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第72号 輪之内町情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク構築業務委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。平成28年第4回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午後2時47分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月16日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 北島 登

署名議員 高橋 愛子